

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第8回会議付属資料(その1)

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	細項目	新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合																																																																																																												
事務事業名	職員数、決算、公有財産、基金	専門部会名	企画部会	分科会名	企画分科会																																																																																																										
調整方針																																																																																																															
具体的項目	現 況																																																																																																														
職員数	新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合職員定数条例 組合事務局の職員 5 名																																																																																																														
決 算	歳入		歳出																																																																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">決 算 額 (円)</th> <th colspan="2">構成比率(%)</th> </tr> <tr> <th>13年度</th> <th>12年度</th> <th>増 減</th> <th>13年度</th> <th>12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分担金及び負担金</td> <td>27,546,945</td> <td>31,061,369</td> <td>3,514,424</td> <td>49.8</td> <td>54.0</td> </tr> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>1,285,470</td> <td>1,839,450</td> <td>553,980</td> <td>2.3</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>県支出金</td> <td>16,765,000</td> <td>16,765,000</td> <td>0</td> <td>30.3</td> <td>29.2</td> </tr> <tr> <td>財産収入</td> <td>105</td> <td>105</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>繰越金</td> <td>7,701,039</td> <td>5,111,062</td> <td>2,589,977</td> <td>13.9</td> <td>8.9</td> </tr> <tr> <td>諸収入</td> <td>2,071,272</td> <td>2,707,246</td> <td>635,974</td> <td>3.7</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>55,369,831</td> <td>57,484,232</td> <td>2,114,401</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>		項目	決 算 額 (円)			構成比率(%)		13年度	12年度	増 減	13年度	12年度	分担金及び負担金	27,546,945	31,061,369	3,514,424	49.8	54.0	使用料及び手数料	1,285,470	1,839,450	553,980	2.3	3.2	県支出金	16,765,000	16,765,000	0	30.3	29.2	財産収入	105	105	0	0.0	0.0	繰越金	7,701,039	5,111,062	2,589,977	13.9	8.9	諸収入	2,071,272	2,707,246	635,974	3.7	4.7	計	55,369,831	57,484,232	2,114,401	100.0	100.0	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">決 算 額 (円)</th> <th colspan="2">構成比率(%)</th> </tr> <tr> <th>13年度</th> <th>12年度</th> <th>増 減</th> <th>13年度</th> <th>12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会費</td> <td>972,390</td> <td>685,270</td> <td>287,120</td> <td>2.0</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>総務費</td> <td>15,856,280</td> <td>13,864,755</td> <td>1,991,525</td> <td>31.6</td> <td>27.9</td> </tr> <tr> <td>衛生費</td> <td>25,148,760</td> <td>25,148,760</td> <td>0</td> <td>50.1</td> <td>50.5</td> </tr> <tr> <td>教育費</td> <td>6,223,251</td> <td>8,125,606</td> <td>1,902,355</td> <td>12.4</td> <td>16.3</td> </tr> <tr> <td>公債費</td> <td>1,958,802</td> <td>1,958,802</td> <td>0</td> <td>3.9</td> <td>3.9</td> </tr> <tr> <td>予備費</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>50,159,483</td> <td>49,783,193</td> <td>376,290</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>			項目	決 算 額 (円)			構成比率(%)		13年度	12年度	増 減	13年度	12年度	議会費	972,390	685,270	287,120	2.0	1.4	総務費	15,856,280	13,864,755	1,991,525	31.6	27.9	衛生費	25,148,760	25,148,760	0	50.1	50.5	教育費	6,223,251	8,125,606	1,902,355	12.4	16.3	公債費	1,958,802	1,958,802	0	3.9	3.9	予備費	0	0	0	-	-	計	50,159,483	49,783,193	376,290	100.0	100.0
項目	決 算 額 (円)			構成比率(%)																																																																																																											
	13年度	12年度	増 減	13年度	12年度																																																																																																										
分担金及び負担金	27,546,945	31,061,369	3,514,424	49.8	54.0																																																																																																										
使用料及び手数料	1,285,470	1,839,450	553,980	2.3	3.2																																																																																																										
県支出金	16,765,000	16,765,000	0	30.3	29.2																																																																																																										
財産収入	105	105	0	0.0	0.0																																																																																																										
繰越金	7,701,039	5,111,062	2,589,977	13.9	8.9																																																																																																										
諸収入	2,071,272	2,707,246	635,974	3.7	4.7																																																																																																										
計	55,369,831	57,484,232	2,114,401	100.0	100.0																																																																																																										
項目	決 算 額 (円)			構成比率(%)																																																																																																											
	13年度	12年度	増 減	13年度	12年度																																																																																																										
議会費	972,390	685,270	287,120	2.0	1.4																																																																																																										
総務費	15,856,280	13,864,755	1,991,525	31.6	27.9																																																																																																										
衛生費	25,148,760	25,148,760	0	50.1	50.5																																																																																																										
教育費	6,223,251	8,125,606	1,902,355	12.4	16.3																																																																																																										
公債費	1,958,802	1,958,802	0	3.9	3.9																																																																																																										
予備費	0	0	0	-	-																																																																																																										
計	50,159,483	49,783,193	376,290	100.0	100.0																																																																																																										
公有財産	土地及び建物																																																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>所在地</th> <th>土地(m²)</th> <th>建物(延床面積:m²)</th> <th>取得価格(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別子ハイツ自然学習館</td> <td>新居浜市立川町1番地の1</td> <td>3,207</td> <td>566.5</td> <td>65,842,000 (平成元年増改築含む)</td> </tr> <tr> <td>新居浜・西条地区青少年センター</td> <td>西条市氷見乙608番地</td> <td>1,016</td> <td>505.0</td> <td>45,730,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>4,223</td> <td>1,071.5</td> <td>111,572,000</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	所在地	土地(m ²)	建物(延床面積:m ²)	取得価格(円)	別子ハイツ自然学習館	新居浜市立川町1番地の1	3,207	566.5	65,842,000 (平成元年増改築含む)	新居浜・西条地区青少年センター	西条市氷見乙608番地	1,016	505.0	45,730,000	計		4,223	1,071.5	111,572,000																																																																																						
区 分	所在地	土地(m ²)	建物(延床面積:m ²)	取得価格(円)																																																																																																											
別子ハイツ自然学習館	新居浜市立川町1番地の1	3,207	566.5	65,842,000 (平成元年増改築含む)																																																																																																											
新居浜・西条地区青少年センター	西条市氷見乙608番地	1,016	505.0	45,730,000																																																																																																											
計		4,223	1,071.5	111,572,000																																																																																																											
	土地については新居浜市・西条市からそれぞれ借地																																																																																																														
基 金	基金の種類 退職手当基金 基金の現在残高 70千円																																																																																																														

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	細項目	周桑病院企業団																					
事務事業名	名称、設立年月日、構成市町、根拠法令等、事務所の位置、共同処理事務、診療科目、病床数、議員、組合長等、職員数	専門部会名	福祉部会	分科会名	保健分科会																			
調整方針	周桑病院企業団については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぎ、市立病院として存続するものとする。																							
具体的項目	現 況																							
名称	周桑病院企業団																							
設立年月日	昭和36年6月1日																							
構成市町	東予市・小松町・丹原町																							
根拠法令等	地方自治法第284条、地方公営企業法第39条の2(地方公営企業法の全部適用) 周桑病院企業団規約																							
事務所の位置	愛媛県東予市壬生川131番地																							
共同処理事務	地域内の医療サービスを向上させるため、病院事業の経営に関する事務																							
診療科目	内科、外科、産婦人科、精神科、小児科、脳神経外科、泌尿器科、皮膚科、眼科、放射線科 肛門科、神経内科、耳鼻咽喉科、整形外科、麻酔科、循環器科																							
病床数	350床(一般病床 185床、精神科病床 165床)																							
議員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">議員定数12人</td> <td style="width: 10%;">内訳</td> <td style="width: 30%;">関係団体の長等</td> <td style="width: 30%;">3人</td> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>長の場合は、関係団体の長の任期</td> <td>関係団体の議長</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>議長の場合は、その職にある間</td> <td>東予市議会委員</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>議員の場合は、関係団体の議員の任期</td> <td>丹原町議会議員</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>小松町議会議員</td> <td>1人</td> </tr> </table>				議員定数12人	内訳	関係団体の長等	3人	任期	長の場合は、関係団体の長の任期	関係団体の議長	3人		議長の場合は、その職にある間	東予市議会委員	4人		議員の場合は、関係団体の議員の任期	丹原町議会議員	1人			小松町議会議員	1人
議員定数12人	内訳	関係団体の長等	3人																					
任期	長の場合は、関係団体の長の任期	関係団体の議長	3人																					
	議長の場合は、その職にある間	東予市議会委員	4人																					
	議員の場合は、関係団体の議員の任期	丹原町議会議員	1人																					
		小松町議会議員	1人																					
組合長等	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">企業長</td> <td style="width: 10%;">1人(東予市長)</td> <td style="width: 30%;">任期</td> <td style="width: 30%;">(関係団体の長の任期)</td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td>2人(丹原町、小松町の議会議員)</td> <td>任期</td> <td>2年</td> </tr> </table>				企業長	1人(東予市長)	任期	(関係団体の長の任期)	監査委員	2人(丹原町、小松町の議会議員)	任期	2年												
企業長	1人(東予市長)	任期	(関係団体の長の任期)																					
監査委員	2人(丹原町、小松町の議会議員)	任期	2年																					
職員数 (平成15年4月1日現在)	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">医師</td> <td style="width: 70%;">36人(38人)</td> </tr> <tr> <td>薬剤師・技師</td> <td>36人(43人)</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>171人(173人)</td> </tr> <tr> <td>事務</td> <td>31人(39人)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>274人(293人)</td> </tr> </table> <p>()内は定数 医師、薬剤師・技師、看護師は、法及び医療基準に基づき定数が定められている。</p>				医師	36人(38人)	薬剤師・技師	36人(43人)	看護師	171人(173人)	事務	31人(39人)	計	274人(293人)										
医師	36人(38人)																							
薬剤師・技師	36人(43人)																							
看護師	171人(173人)																							
事務	31人(39人)																							
計	274人(293人)																							

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	細項目	周桑病院企業団																																																																																																																																																																																																																	
事務事業名	財政状況	専門部会名	福祉部会																																																																																																																																																																																																																	
		分科会名	保健分科会																																																																																																																																																																																																																	
調整方針																																																																																																																																																																																																																				
具体的項目	現況																																																																																																																																																																																																																			
会計決算	病院事業会計決算																																																																																																																																																																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">収 益 項 目</th> <th colspan="4">(単位：千円、%)</th> <th rowspan="2">費 用 項 目</th> <th colspan="4">(単位：千円、%)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">平成12年度</th> <th colspan="2">平成13年度</th> <th colspan="2">平成12年度</th> <th colspan="2">平成13年度</th> </tr> <tr> <td></td> <th>決算額</th> <th>構成比</th> <th>決算額</th> <th>構成比</th> <td></td> <th>決算額</th> <th>構成比</th> <th>決算額</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医業収益</td> <td>4,361,467</td> <td>90.3</td> <td>4,322,672</td> <td>91.0</td> <td>医業費用</td> <td>4,398,089</td> <td>93.5</td> <td>4,423,748</td> <td>93.5</td> </tr> <tr> <td> 入院収益</td> <td>2,721,007</td> <td>56.3</td> <td>2,643,473</td> <td>55.7</td> <td> 給与費</td> <td>2,338,442</td> <td>49.7</td> <td>2,348,979</td> <td>49.6</td> </tr> <tr> <td> 外来収益</td> <td>1,507,676</td> <td>31.2</td> <td>1,545,404</td> <td>32.5</td> <td> 材料費</td> <td>1,330,319</td> <td>28.3</td> <td>1,343,343</td> <td>28.4</td> </tr> <tr> <td> その他医業収益</td> <td>132,784</td> <td>2.8</td> <td>133,795</td> <td>2.8</td> <td> 経費</td> <td>438,011</td> <td>9.3</td> <td>448,141</td> <td>9.5</td> </tr> <tr> <td>医業外収益</td> <td>466,764</td> <td>9.6</td> <td>422,356</td> <td>8.9</td> <td> 減価償却費</td> <td>275,840</td> <td>5.9</td> <td>272,611</td> <td>5.8</td> </tr> <tr> <td> 補助金</td> <td>3,593</td> <td>0.1</td> <td>4,899</td> <td>0.1</td> <td> 資産減耗費</td> <td>5,773</td> <td>0.1</td> <td>820</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td> 受取利息配当金</td> <td>7,117</td> <td>0.1</td> <td>7,018</td> <td>0.1</td> <td> 研究研修費</td> <td>9,704</td> <td>0.2</td> <td>9,854</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td> 負担金交付金</td> <td>445,438</td> <td>9.2</td> <td>400,753</td> <td>8.5</td> <td>医業外費用</td> <td>298,018</td> <td>6.4</td> <td>287,008</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td> その他医業外収益</td> <td>10,616</td> <td>0.2</td> <td>9,686</td> <td>0.2</td> <td> 支払利息及び企業債取扱諸費</td> <td>200,176</td> <td>4.3</td> <td>195,086</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>特別利益</td> <td>3,513</td> <td>0.1</td> <td>6,530</td> <td>0.1</td> <td> 繰延勘定償却</td> <td>5,077</td> <td>0.1</td> <td>5,077</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td> 固定資産売却益</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>3</td> <td>0.0</td> <td> 雑損失</td> <td>92,765</td> <td>2.0</td> <td>86,845</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td> 過年度損益修正益</td> <td>3,513</td> <td>0.1</td> <td>6,527</td> <td>0.1</td> <td>特別損失</td> <td>8,260</td> <td>0.1</td> <td>28,145</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td> その他特別利益</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td> 固定資産売却損</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td> 総合計</td> <td>4,831,744</td> <td>100.0</td> <td>4,751,558</td> <td>100.0</td> <td> 臨時損失</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> 過年度損益修正損</td> <td>7,004</td> <td>0.1</td> <td>15,723</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> 不納欠損</td> <td>1,256</td> <td>0.0</td> <td>1,172</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> 固定資産除却費</td> <td></td> <td>0.0</td> <td>11,250</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> 総合計</td> <td>4,704,367</td> <td>100.0</td> <td>4,738,901</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>				収 益 項 目	(単位：千円、%)				費 用 項 目	(単位：千円、%)				平成12年度		平成13年度		平成12年度		平成13年度			決算額	構成比	決算額	構成比		決算額	構成比	決算額	構成比	医業収益	4,361,467	90.3	4,322,672	91.0	医業費用	4,398,089	93.5	4,423,748	93.5	入院収益	2,721,007	56.3	2,643,473	55.7	給与費	2,338,442	49.7	2,348,979	49.6	外来収益	1,507,676	31.2	1,545,404	32.5	材料費	1,330,319	28.3	1,343,343	28.4	その他医業収益	132,784	2.8	133,795	2.8	経費	438,011	9.3	448,141	9.5	医業外収益	466,764	9.6	422,356	8.9	減価償却費	275,840	5.9	272,611	5.8	補助金	3,593	0.1	4,899	0.1	資産減耗費	5,773	0.1	820	0.0	受取利息配当金	7,117	0.1	7,018	0.1	研究研修費	9,704	0.2	9,854	0.2	負担金交付金	445,438	9.2	400,753	8.5	医業外費用	298,018	6.4	287,008	6.0	その他医業外収益	10,616	0.2	9,686	0.2	支払利息及び企業債取扱諸費	200,176	4.3	195,086	4.1	特別利益	3,513	0.1	6,530	0.1	繰延勘定償却	5,077	0.1	5,077	0.1	固定資産売却益	0	0.0	3	0.0	雑損失	92,765	2.0	86,845	1.8	過年度損益修正益	3,513	0.1	6,527	0.1	特別損失	8,260	0.1	28,145	0.5	その他特別利益	0	0.0	0	0.0	固定資産売却損	0	0.0	0	0.0	総合計	4,831,744	100.0	4,751,558	100.0	臨時損失	0	0.0	0	0.0						過年度損益修正損	7,004	0.1	15,723	0.3						不納欠損	1,256	0.0	1,172	0.0						固定資産除却費		0.0	11,250	0.2						総合計	4,704,367	100.0	4,738,901	100.0
収 益 項 目	(単位：千円、%)					費 用 項 目	(単位：千円、%)																																																																																																																																																																																																													
	平成12年度		平成13年度		平成12年度		平成13年度																																																																																																																																																																																																													
	決算額	構成比	決算額	構成比		決算額	構成比	決算額	構成比																																																																																																																																																																																																											
医業収益	4,361,467	90.3	4,322,672	91.0	医業費用	4,398,089	93.5	4,423,748	93.5																																																																																																																																																																																																											
入院収益	2,721,007	56.3	2,643,473	55.7	給与費	2,338,442	49.7	2,348,979	49.6																																																																																																																																																																																																											
外来収益	1,507,676	31.2	1,545,404	32.5	材料費	1,330,319	28.3	1,343,343	28.4																																																																																																																																																																																																											
その他医業収益	132,784	2.8	133,795	2.8	経費	438,011	9.3	448,141	9.5																																																																																																																																																																																																											
医業外収益	466,764	9.6	422,356	8.9	減価償却費	275,840	5.9	272,611	5.8																																																																																																																																																																																																											
補助金	3,593	0.1	4,899	0.1	資産減耗費	5,773	0.1	820	0.0																																																																																																																																																																																																											
受取利息配当金	7,117	0.1	7,018	0.1	研究研修費	9,704	0.2	9,854	0.2																																																																																																																																																																																																											
負担金交付金	445,438	9.2	400,753	8.5	医業外費用	298,018	6.4	287,008	6.0																																																																																																																																																																																																											
その他医業外収益	10,616	0.2	9,686	0.2	支払利息及び企業債取扱諸費	200,176	4.3	195,086	4.1																																																																																																																																																																																																											
特別利益	3,513	0.1	6,530	0.1	繰延勘定償却	5,077	0.1	5,077	0.1																																																																																																																																																																																																											
固定資産売却益	0	0.0	3	0.0	雑損失	92,765	2.0	86,845	1.8																																																																																																																																																																																																											
過年度損益修正益	3,513	0.1	6,527	0.1	特別損失	8,260	0.1	28,145	0.5																																																																																																																																																																																																											
その他特別利益	0	0.0	0	0.0	固定資産売却損	0	0.0	0	0.0																																																																																																																																																																																																											
総合計	4,831,744	100.0	4,751,558	100.0	臨時損失	0	0.0	0	0.0																																																																																																																																																																																																											
					過年度損益修正損	7,004	0.1	15,723	0.3																																																																																																																																																																																																											
					不納欠損	1,256	0.0	1,172	0.0																																																																																																																																																																																																											
					固定資産除却費		0.0	11,250	0.2																																																																																																																																																																																																											
					総合計	4,704,367	100.0	4,738,901	100.0																																																																																																																																																																																																											
公債費	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">企業債 (単位：千円)</th> </tr> <tr> <th>項 目</th> <th>平成12年度</th> <th>平成13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業債現在高</td> <td>4,168,970</td> <td>3,996,193</td> </tr> <tr> <td>企業債借入高</td> <td>175,200</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>元利償還額</td> <td>348,089</td> <td>367,860</td> </tr> <tr> <td> 元金</td> <td>147,926</td> <td>172,777</td> </tr> <tr> <td> 利息</td> <td>200,163</td> <td>195,083</td> </tr> </tbody> </table>			企業債 (単位：千円)			項 目	平成12年度	平成13年度	企業債現在高	4,168,970	3,996,193	企業債借入高	175,200	0	元利償還額	348,089	367,860	元金	147,926	172,777	利息	200,163	195,083																																																																																																																																																																																												
企業債 (単位：千円)																																																																																																																																																																																																																				
項 目	平成12年度	平成13年度																																																																																																																																																																																																																		
企業債現在高	4,168,970	3,996,193																																																																																																																																																																																																																		
企業債借入高	175,200	0																																																																																																																																																																																																																		
元利償還額	348,089	367,860																																																																																																																																																																																																																		
元金	147,926	172,777																																																																																																																																																																																																																		
利息	200,163	195,083																																																																																																																																																																																																																		
債務負担行為	なし																																																																																																																																																																																																																			
その他	なし																																																																																																																																																																																																																			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	細項目	周桑病院企業団
事務事業名	財産の状況	専門部会名	福祉部会
		分科会名	保健分科会
調整方針			
具体的項目	現 況		
土地・建物	○ 土地	24,883.12 m ²	(平成13年度決算) (単位: m ² 、円)
	○ 建物	19,318.09 m ² (延床面積)	(平成13年度決算) (単位: m ² 、円)
	区分	地積(実測)	取得価格
	病院の敷地	22,498.75	271,069,611
	医師住宅の敷地	2,384.37	71,366,313
	計	24,883.12	342,435,924
	区分	延床面積	取得価格
	病院本館	7,052.38	1,908,237,358
	病院西館	6,227.03	1,475,963,191
	病院西館増築(放射線室)	185.50	40,205,456
	病院西館増築(医局)	0.00	0
	リハビリ棟	393.10	75,720,495
	病院別館	4,069.46	704,871,456
	プロパンボンベ庫	22.28	2,638,000
	渡り廊下	297.00	7,954,833
	用度倉庫	194.40	5,382,000
	託児所	145.00	24,126,561
	機械室	339.53	44,698,153
	医師住宅	291.50	28,750,200
	車庫	16.82	1,406,843
	自転車置き場	84.09	4,141,366
	計	19,318.09	4,324,095,912
物品	機器(固定資産台帳記載物品) (平成13年度決算) 磁気共鳴イメージング装置他 1,117 品 取得価格総計 1,173,240 千円 車両 (平成13年度決算) 軽自動車 2台 1,126 千円		
過年度損益勘定留保資金等	(13年度決算) 2,371,491,636 円 損益勘定留保資金とは、現金支出の伴わない費用で内部に留保した資金をいう。減価償却費、固定資産勘定償却費などがあるが、一般的には、流動資産から流動負債を減じた額		
負担金	(13年度決算) 協定分 268,610,000 円 (昭和54年度から病院増改築等に係る費用を関係団体で負担) 東予市 140,112,000 丹原町 71,035,000 小松町 57,463,000 (負担割合 0.52162) (負担割合 0.26445) (負担割合 0.21393) 繰出し基準分 262,658,000 円 (精神科運営経費及び救急医療に要する経費を関係団体で負担。但し、この負担金は、地方交付税法に基づく、構成団体の地方交付税算入分である。) 東予市 137,008,000 丹原町 69,460,000 小松町 56,190,000 (負担割合 0.52162) (負担割合 0.26445) (負担割合 0.21393)		

周桑病院企業団について

1 設立の経緯

周桑病院が自治体病院として設立された経緯は、昭和10年当時、周桑地区の医師不足対策及び医療機会均等を図るため、地域住民の自己防衛の手段として組合方式での病院事業を開設したものである。その後も「地域住民の健康を守り、地域医療の水準の向上に努める」といった基本姿勢を貫いています。

2 患者数の状況

外来患者数

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
患者数(年間)	186,931人	192,216人	189,913人	198,598人	202,792人
1日平均患者数	—	—	778.3人	810.6人	827.7人

入院患者数

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
患者数(年間)	120,143人	117,192人	117,847人	114,777人	115,957人
1日平均患者数	—	—	322.0人	314.5人	317.7人
病床利用率	94.0%	91.7%	92.0%	89.8%	90.8%

病床利用率とは、病床に対してどれだけの方が利用したかを表し病床の利用度を評価する。
外来、入院患者の内、東予市、丹原町、小松町の住民が全体の約93%を占めている。

3 救急搬送状況について

東予市、丹原町、小松町地区における2次救急医療体制であるが、周桑消防署管内の約80%が公立周桑病院に搬送されている。

周桑消防署の救急搬送状況(平成13年)

総搬送人員	管内、管外搬送人員		医療機関別搬送人員	
1,773人	管内	1,588人 (89.6%)	公立周桑病院	1,411人 (79.6%)
			その他	177人 (9.9%)
	管外	185人 (10.4%)	西条市	61人
			新居浜市 松山市等	46人 78人

4 人口10万人当りの病院一般病床数(県地域保健医療計画より)

平成13年3月31日現在

	病院数	病床数		
		総数	うち一般病床数	人口10万人当りに 換算した一般病床数
周桑地区	4	524	359	638
西条地区	6	1,330	899	1,545
新居浜地区	12	2,601	1,798	1,438
新居浜・西条圏域	22	4,455	3,056	1,276
愛媛県	157	23,812	18,378	1,230
全国	9,266	1,647,253	1,264,073	996

5 経営の状況

現在、地方公営企業法を適用している自治体病院は、全国で1,002病院あり、平成12年度決算資料では、47.5%の病院が赤字経営となっている。このような状況の中公立周桑病院においては、平成7年度から7年連続黒字決算を続けており、平成6年度末に約9億円あった累積欠損金が、平成13年度決算では約2億円に減少している。

損益の状況

	純損益		累積欠損金
平成6年度	純損金	93,062,866円	911,331,966円
平成7年度	純利益	18,108,617	893,223,349
平成8年度	〃	354,528,320	538,695,029
平成9年度	〃	72,496,863	466,198,166
平成10年度	〃	72,146,209	394,051,957
平成11年度	〃	50,146,927	343,905,030
平成12年度	〃	127,377,481	216,527,549
平成13年度	〃	12,657,494	203,870,055

経営状態を示す比率の全国対比

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	全国平均値(平成12年度)
総収支比率	101.1	102.7	100.3	98.5
医業収支比率	99.1	99.2	97.7	91.2
繰入金比率	8.8	10.2	9.3	15.3
職員給与費比率	51.0	50.5	54.3	55.4
累積欠損金比率	8.1	5.0	4.7	36.1

単位：%

公立周桑病院企業団に関する主な法令

地方公営企業法（昭和22年法律第292号）

（この法律の適用を受ける企業の範囲）

第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

- 一 水道事業（簡易水道事業を除く）
- 二 工業用水道事業
- 三 軌道事業
- 四 自動車運送事業
- 五 鉄道事業
- 六 電気事業
- 七 ガス事業

2 前項に定める場合を除くほか、次条から第6条まで、第17条から第35条まで、第40条から第41条まで並びに附則第2項及び第3項の規定（以下「財務規定等」という。）は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。

3 略

（経営の基本原則）

第3条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

（地方公営企業の設置）

第4条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。

（管理者の設置）

第7条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第2条1項の事業ごとに管理者を置く。ただし、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について管理者を置かず、又は2以上の事業を通じて管理者1人を置くことができる。なお、水道事業（簡易水道事業を除く。）及び工業用水道事業を併せて経営する場合又は軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち2以上の事業を併せて経営する場合においては、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて管理者1人を置くことを常例とするものとする。

（管理者の選任及び身分取扱い）

第7条の2 管理者は、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が任命する。

2～11 略

（組織に関する特例）

第39条の2 地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合（これを企業団という。）の管理者の名称は、企業長とする。

2 企業団には、第7条の規定にかかわらず、同条の管理者を置かず、当該管理者の権限は、企業長が行なう。

3～9 略

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（組合の種類及び設置）

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3～6 略

先例地の調整事例

〔南宇和合併協議会〕

病院・診療所業務については、基本的に現行のとおりとし新町に引き継ぐものとする。

（国保一本松病院、国保内海村診療所の事例）

〔さぬき市〕

大川総合病院組合については、合併の日の前日をもって、当該組合を解散し合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。又、一般職の職員は新市の職員として身分を引き継ぐ。

（合併5町で構成する大川総合病院組合の事例）

〔徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会〕

当面、現行のとおりとする。

（新南陽市に、新南陽市医療公社が管理運営する新南陽市民病院の事例あり）

〔養父郡合併協議会（兵庫県）〕（八鹿町、養父町、大屋町、関宮町）

合併の日の前日をもって解散する。その事務、職員、財産及び債務についてはすべて新市に引き継ぐ。

（合併関係市町4町と他の2町で構成する公立八鹿病院組合の事例）

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	細項目	西条市小松町共立大保木診療所協議会		
事務事業名	名称、設立年月日、構成市町、根拠法令等、事務所の位置、共同処理事務、議員、組合長等、職員数	専門部会名	福祉部会	分科会名	保健分科会
調整方針	西条市小松町共立大保木診療所協議会については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産については、すべて新市に引き継ぐものとする。				
具体的項目	現 況				
名称	西条市小松町共立大保木診療所協議会 (施設：西条市小松町共立大保木診療所)				
設立年月日	昭和35年7月30日				
構成市町	西条市、小松町				
根拠法令等	地方自治法第252条の2 西条市小松町共立大保木診療所協議会規約				
事務所の位置	西条市明屋敷164番地(西条市役所内) 施設：西条市中奥2号20番地の7				
共同処理事務	施設の維持管理 診療業務委託料の支払 協議会運営事務等				
議員	委員定数5人 内訳 西条市3人(市議会議員2人、生活福祉部長) 小松町2人(町議会議員長、社会文教委員長) 任期4年				
組合長等	役員各1人 会長(西条市長) 副会長(小松町長) 会計(西条市収入役) 監査(小松町監査委員) 任期 在職期間中				
職員数	1人(西条市職員兼務)				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	細項目	西条市小松町共立大保木診療所協議会								
事務事業名	財政状況	専門部会名	福祉部会	分科会名	保健分科会						
調整方針											
具体的項目	現 況										
会計決算	歳入 (単位:円、%)				歳出 (単位:円、%)						
	項目	平成12年度		平成13年度		項目	平成12年度		平成13年度		
		決算額	構成比	決算額	構成比		決算額	構成比	決算額	構成比	
	分担金及び負担金	6,400,000	54.69	7,030,000	59.88	総務費	7,302,520	91.11	6,819,775	91.58	
	諸収入	7,216	0.06	894	0.01	一般管理費	7,209,804	89.96	6,735,608	90.45	
	繰越金	4,099,150	35.03	3,686,577	31.40	会議費	92,716	1.16	84,167	1.13	
	診療収入	1,195,027	10.21	1,023,123	8.71	医業費	712,296	8.89	627,155	8.42	
	計	11,701,393	100.00	11,740,594	100.00	医業費	712,296	8.89	627,155	8.42	
公債費	なし										
債務負担行為	なし										
その他	対象地区の人口(H14.1.1)										
		大保木地区 215人									
		石鎚地区 7人									
		計 222人									
		受診者数調べ									
		平成11年度	16人(延べ153人)								
	平成12年度	16人(延べ152人)									
	平成13年度	15人(延べ132人)									
	診療内容等										
	診療時間等 週2回(月、金) 午後1時~3時										
	内科医師1名、看護師1名で対応している。										

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	細項目	西条市小松町共立大保木診療所協議会		
事務事業名	財産の状況	専門部会名	福祉部会	分科会名	保健分科会
調整方針					
具体的項目	現 況				
土地・建物	土地 595.04㎡(平成13年度決算) 診療所敷地 595.04㎡ 譲渡 旧職員住宅敷地 150.24㎡ 借地	建物 220.9㎡(平成13年度決算) 診療所 116.2㎡ 旧職員住宅(管理人住居) 104.7㎡			
物 品	物品(財産調書記載物品)(平成13年度決算) ローラーベッドなど89品				
基 金	なし				
そ の 他	なし				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	細項目	東予市周桑郡丹原町入会山組合		
事務事業名	名称、設置年月日、構成市町、根拠法令等、事務所の位置、共同処理事務、議員、組合長等、職員数、設置の経緯	専門部会名	産業経済部会	分科会名	林業分科会
調整方針	東予市周桑郡丹原町入会山組合については、合併の日の前日に解散し任意組合に移行する。任意組合の事務については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。				
具体的項目	現 況				
名称	東予市周桑郡丹原町入会山組合				
設置年月日	明治45年4月8日				
構成市町	東予市、丹原町				
根拠法令等	地方自治法第284条 東予市周桑郡丹原町入会山組合同規約				
事務所の位置	東予市周布349番地の1(東予市役所内)				
共同処理事務	庄内財産区が所有する河之内入会山に関する事務(分収金の配分等)				
議員	議員定数 18人 内訳 東予市17人(庄内地区3人、三芳地区2人、吉岡地区4人、楠河地区2人、国安地区4人、壬生川地区2人) 丹原町 1人(徳田地区1人)				
組合長等	組合長 1人(東予市長)、副組合長(東予市助役)、収入役(東予市収入役) 監査委員 2人 識見委員1人、組合議員1人				
職員数	4人(東予市職員兼務)				
設置の経緯	<p>入会権について</p> <p>山林は、生活の必要物資が得られることから、昔から生活の宝庫と言われた。藩政時代、山地原野のない平地村落の住民のために、薪及び牛馬の飼料や肥料にする草木の採取ができる山地の場所を限って、入山を許していた。これを入会山と言う。</p> <p>明治9年、入会山は地租改正により、地元の山地部落が所有権を持つようになった。明治44年財産統一の制度により、各部落所有の山林は、すべて庄内村所有となった。そこで、入会権を持つ町村協議の結果、入会山組合を作ることとなり、明治45年4月愛媛県知事の認可を受け、組合が誕生した。</p>				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)				細項目	東予市周桑郡丹原町入会山組合				
事務事業名					専門部会名	産業経済部会	分科会名	林業分科会		
調整方針										
具体的項目	現 況									
合計決算	歳入				歳出					
	(単位:円、%)				(単位:円、%)					
	項目	平成12年度		平成13年度		項目	平成12年度		平成13年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比		決算額	構成比	決算額	構成比
	財産収入	5,865,332	79.93	279,388	12.30	議会費	645,806	10.18	1,193,280	80.71
	繰入金	1,300,000	17.71	1,000,000	44.04	総務費	5,701,114	89.82	285,114	19.29
	繰越金	171,787	2.34	991,076	43.65	予備費	0	0	0	0
	諸収入	877	0.02	203	0.01	計	6,346,920	100.00	1,478,394	100.00
	計	7,337,996	100.00	2,270,667	100.00					
基金	37,200,000円									
その他	入会権の内容	造林よりの配分割合			分収造林地(官行・県行・公団)からの交付金配分			各部落への配分		
		庄内財産区	220/1000		庄内財産区	208/1000	24部落(山札割合による) 山札1,449札			
	河之内住民	80/1000		大字河之内	110/1000	庄内地区 233札(旦之上・河之内・福成寺・実報寺・大野・宮之内)				
	入会山組合	700/1000		入会山組合	682/1000	楠河地区 158札(楠・河原津)				
						三芳地区 129札(三芳)				
						国安地区 389札(国安・桑村・新市・高田・新町)				
						吉岡地区 314札(上市・石延・広岡・安用・安用出作)				
						壬生川地区 156札(壬生川・喜多台・円海時・大新田)				
						丹原町徳田地区 70札(高知)				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	細項目	愛媛県町村議会議員公務災害補償組合		
事務事業名	名称、設立年月、構成市町、根拠法令等、事務所の位置、共同処理事務、議会の組織、組合長等、負担金、脱退後の措置	専門部会名	議会事務局部会	分科会名	議会事務局分科会
調整方針	愛媛県町村議会議員公務災害補償組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。				
具体的項目	現 況				
名称	愛媛県町村議会議員公務災害補償組合				
設立年月	昭和43年1月				
構成市町	県下全町村(58町村)				
根拠法令等	地方公務員災害補償法 愛媛県町村議会議員公務災害補償組合同規約				
事務所の位置	松山市1番町4丁目1番2 (愛媛県自治会館内)				
共同処理事務	組合町村議会議員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務				
議会の組織	議員定数14人(選挙区(11区)は、各町村の議長の互選で11名、特別区は、各町村の長の互選で3名)				
組合長等	組合長 1人、副組合長 1人 監査委員 2人(議員、知識経験者)				
負担金	平成13年度負担金(決算) 丹原町 25,600 円 小松町 25,600 円				
脱退後の措置	新市の公務災害認定制度により、新市において事務を行うこととなる。 脱退による精算金はない。				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	細項目	愛媛県市町村職員退職手当組合																				
事務事業名	名称、設立年月日、構成市町、根拠法令等、事務所の位置、共同処理事務、議会、組合長等、負担金、基金残高	専門部会名	総務部会	分科会名	人事分科会																		
調整方針	愛媛県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。																						
具体的項目	現	具体的項目	現	況																			
名称	愛媛県市町村職員退職手当組合	加入負担金	根拠：愛媛県市町村職員退職手当組合条例（平成15年1月1日施行） 未加入団体と既加入団体との合併で新市として加入する場合 ・未加入団体の取扱い 未加入団体（西条市）の職員の合併後10年間の平均定年退職者数に過去5年間における定年退職者の平均退職金を乗じ、2倍したものを合併の日に新市で特別負担金として納付する 上記算式で計算した場合の必要額（試算） 西条市分 638,041,000円 ・既加入団体の取扱い 負担金精算は行わない																				
設立年月日	昭和32年7月5日																						
構成市町	川之江市、北条市、伊予市、東予市（西条市は加入してない）県下全町村（58町村） 42一部事務組合（道前福祉衛生事務組合、周桑事務組合、周桑病院企業団、東予市・丹原町公共下水道事務組合も加入）																						
根拠法令等	地方自治法第284条 愛媛県市町村職員退職手当組合格約																						
事務所の位置	松山市1番町4丁目1番2（愛媛県自治会館内）																						
共同処理事務	組合市町村職員（一部事務組合も含む。）の退職手当に関する事務		合併後、新市として加入しない場合 既加入団体が納付した負担金総額から、職員に給付した退職手当と事務員に相当する額を差引いた額との差額により、新市において過不足の精算をする。（徴収又は還付）																				
議会	議員定数15人（郡町村会長、組合を組織する市の市長で構成）																						
組合長等	組合長1人、副組合長1人 監査委員2人（議員1人有識者1人）		上記算式で計算した場合の必要額（H16年10月末試算額） 単位：円																				
負担金	市町村長等 給料総額の1,000分の339 上記以外の職員 給料総額の1,000分の150		<table border="1"> <tr><td>東予市</td><td>755,766,980</td></tr> <tr><td>丹原町</td><td>344,310,177</td></tr> <tr><td>小松町</td><td>250,035,278</td></tr> <tr><td>周桑病院企業団</td><td>894,105,216</td></tr> <tr><td>周桑事務組合</td><td>345,688,544</td></tr> <tr><td>東予市・丹原町公共下水道事務組合</td><td>55,088,254</td></tr> <tr><td>道前福祉衛生事務組合</td><td>347,948,543</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>292,718,122</td></tr> </table>			東予市	755,766,980	丹原町	344,310,177	小松町	250,035,278	周桑病院企業団	894,105,216	周桑事務組合	345,688,544	東予市・丹原町公共下水道事務組合	55,088,254	道前福祉衛生事務組合	347,948,543			計	292,718,122
東予市	755,766,980																						
丹原町	344,310,177																						
小松町	250,035,278																						
周桑病院企業団	894,105,216																						
周桑事務組合	345,688,544																						
東予市・丹原町公共下水道事務組合	55,088,254																						
道前福祉衛生事務組合	347,948,543																						
計	292,718,122																						
基金残高	3,301,969千円（H13年度末）																						

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	細項目	愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合			
事 務 事 業 名	名称、設立年月日、構成市町、根拠法令等、事務所の位置、共同処理事務、議会の組織、組合長等、その他	専門部会名	総務部会	分科会名	消防・防災分科会	
調整方針	愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加するものとする。					
具体的項目	現 況					
名 称	愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	
設 立 年 月 日	昭和27年4月1日	未 加 入	負担割合			
構 成 市 町	川之江市、伊予三島市、大洲市、北条市、伊予市、東予市(西条市は加入していない) 県内全町村(58町村)、9一部事務組合(周桑事務組合が加入)		団員割 18,520円×条例定数		人員割 30.5円×国調人口	
根 拠 法 令 等	地方自治法第284条 愛媛県消防団員等災害補償退職補償金組合同規約	消防団員等公務災害補償 等共済基金への事務処理 を単独で対応	13年度負担金	13年度負担金	13年度負担金	
事 務 所 の 位 置	松山市1番町4丁目1番2 (愛媛県自治会館内)		13,544千円	9,491千円	3,818千円	
共 同 処 理 事 務	(1)消防組織法第15条の7第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事 (2)消防組織法第15条の8の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事 (3)消防法第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償 に関する事 (4)水防法第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償に関する事 (5)水防法第34条の規定による水防に従事した者に係る損害補償に関する事 (6)災害対策基本法第84条第1項の規定による応急装置の業務に従事した者に係る損害補償に関する 事 (7)消防吏員及び消防団員に係る賞じゆつ金に関する事	負担割合				
議 会 の 組 織	定数17人 (加入市の市長及び郡町村会長で構成)	団員割				
組 合 長 等	組 合 長 1人 監査委員 2人(議員、知識経験者) 副組合長 1人	18,110円×条例定数				
そ の 他	消防団員数(H14.4.1現在) ()内は定数 西条市 東予市 丹原町 小松町 535人(550人) 644人(677人) 478人(490人) 184人(190人)	人員割				
		3.5円×国調人口				
		13年度負担金				
		10,164千円				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	細項目	愛媛県市町村交通災害共済組合		
事務事業名	名称、設立年月日、構成市町、根拠法令等、事務所の位置、共同処理事務、議会の組織、組合長等	専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会
調整方針	愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加するものとする。				
具体的項目	現 況				
名称	愛媛県市町村交通災害共済組合	西条市	東予市	丹原町	小松町
設立年月日	昭和44年4月1日	未加入	掛 け 金 大人 600円 子供 250円 (中学生以下)	掛 け 金 大人 600円 子供 250円 (中学生以下)	掛 け 金 大人 600円 子供 250円 (中学生以下)
構成市町	東予市、県内全町村(58町村)		13年度加入者	13年度加入者	13年度加入者
根拠法令等	地方自治法第284条 愛媛県市町村交通災害共済組合規約		一般 14,735人 中学生以下 2,433人 計 17,168人 (加入状況約50%)	一般 6,321人 中学生以下 961人 計 7,282人 (加入状況約50%)	一般 4,285人 中学生以下 548人 計 4,833人 (加入状況約48%)
事務所の位置	松山市1番町4丁目1番2 (愛媛県自治会館内)				
共同処理事務	日本国内で交通事故により災害を受けた組合市町村の住民、又はその遺族の生活の共済に関する事務	民間保険会社の制度加入 掛 け 金 600円(年齢制限なし) (15年度から720円)			
議会の組織	定数12人 (議員の互選で、東予市、周桑郡で2名、その他の郡より各1名)				
組合長等	組合長 1人 監査委員 2人(議員、知識経験者) 副組合長 1人	13年度加入者 10,938人 (加入状況約20%)			

合併に伴う一部事務組合の取扱いについて

一部事務組合を構成する一部の市町村が合併を行う場合には、構成団体に変動が生じるため、当該組合の脱退、加入の手続きや規約変更の手続きが必要となります。

又、合併関係市町村と構成市町村が同一の場合又は合併関係市町村が構成市町村を包括する場合は、市町村間での共同処理事務がなくなることから、一部事務組合は、解散することとなります。

このことから、合併に伴う一部事務組合の取扱いについて協議をする必要があります。

一部事務組合等に関する主な法令

地方自治法（昭和22年 法律第67号）（抜粋）

（協議会の設置）

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

（4～6略）

（組合の種類及び設置）

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。以下略

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。以下略

（解散）

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（財産処分）

第289条 第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

地方公務員災害補償法（昭和42年 法律第121号）（抜粋）

（非常勤の地方公務員に係る補償の制度）

第69条 地方公共団体は、条例で、職員以外の地方公務員のうち法律（労働基準法を除く。）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償の制度を定めなければならない。

2 前項の条例で定める補償の制度は、この法律及び労働者災害補償保険法で定める補償の制度と均衡を失したものであってはならない。

先例地の事例

〔宇摩合併協議会〕

銅山川上水道企業団については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。

愛媛県市町村職員退職手当組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退する。

愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退する。

〔南宇和合併協議会〕

5町村で構成する一部事務組合については、合併の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新町に引き継ぐものとする。

また、5町村以外にも構成団体がある一部事務組合については、合併の前日を持って脱退し、新町において加入または調整することとする。

〔さぬき市〕

大川町外2ヶ町県行造林組合、富田県行造林組合、大川総合病院組合、津田川総合開発事務組合、大川町寒川町清掃組合、長尾地区少年育成センター組合、大川中部開発組合及び大川学校給食組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。

大川地区広域行政振興整備事務組合、大川町外2ヶ町組合、香川県消防補償組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

〔周南市〕

山口県徳山地方養老救護施設組合は、新市で合併の日に参加する。

山口県東部地方税整理組合、山口県市町村職員退職手当組合、山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合は、合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、新市において事務を行う。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（使用料総括表）

協議項目	使用料・手数料等の取扱い（その3）				細項目	使用料
調整方針	施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。					
項目	根拠条例等				具体的な調整内容	
	西条市	東予市	丹原町	小松町		
1 一般利用施設使用料						
(1) 福祉保健センターの使用料	該当なし	東予市総合福祉センター設置及び管理条例	丹原町福祉センターの設置及び管理に関する条例	該当なし	・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P.19参照）	
(2) 学校開放施設の使用料	西条市立学校の体育施設の開放に関する規則	東予市使用料条例 東予市学校施設使用規則 東予市立学校運動場夜間照明施設使用管理規則	丹原町使用料条例	小松町使用料条例 小松町立学校施設使用規則	・西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（P.20参照）	
2 公営住宅使用料						
(1) 市営住宅の家賃等	西条市市営住宅設置及び管理条例	東予市市営住宅設置及び管理条例	丹原町市営住宅管理条例	小松町市営住宅管理条例	・市営住宅の家賃については、公営住宅法の規定に基づき、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれ旧市町の例による。なお、家賃上昇が避けられない団地については、家賃減免により急激な家賃上昇とならないよう配慮する。 ・駐車場使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P.21～31参照）	
3 その他施設使用料						
(1) 行政財産の目的外使用の許可にかかる使用料	西条市行政財産の使用料徴収条例	東予市使用料条例	丹原町使用料条例	小松町使用料条例	・行政財産の目的外使用の許可にかかる使用料については、次のとおり調整する。 1 土地及び建物の使用料については、西条市及び東予市の例により調整する。 2 電柱その他の物件を設置する場合の使用料については、西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（P.32,33参照）	
(2) 都市公園の使用料(占用等)	西条市都市公園条例 西条市行政財産の使用料徴収条例	東予市公園条例	丹原町都市公園条例	小松町都市公園条例	・一般占用(電柱・公衆電話所等)の占用料については、道路法の規定に基づき調整する。 ・公園施設(売店等)の設置及び占用行為(催し物等)の占用料については、道路法の規定及び東予市の例により調整する。 調整方針説明資料（P.34～38参照）	
(3) 法定外公共物の使用料	西条市公共物管理条例	東予市公共物管理条例	丹原町公共物管理条例	小松町公共物管理条例	・法定外公共物の使用料については、新市の道路占用料について定める条例の規定を準用する。 調整方針説明資料（P.39～41参照）	
(4) 市所有港湾施設の使用料	西条市行政財産の使用料徴収条例	東予市港湾施設の設置及び管理条例	該当なし	該当なし	・東予市の例により調整する。 調整方針説明資料（P.42参照）	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その3)			細項目	使用料																																																	
事務事業名	福祉保健センターの使用料			専門部会名	福祉部会	分科会名	福祉分科会																																															
調整方針	福祉保健センターの使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。																																																					
事務事業の現況							具体的な調整内容																																															
西条市	東予市			丹原町		小松町																																																
該当なし	<p>[東予市総合福祉センター設置及び管理条例] (使用料) 第6条 第5条の許可を受けてセンターを使用する者(以下「使用者」という。)で、別表に定める会議室等を使用するものは、同表に定める使用料を前納しなければならない。 2 (省略) 別表(第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>9時～12時</th> <th>12時～17時</th> <th>17時～22時</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <th>使用区分</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1会議室</td> <td>1,800</td> <td>2,400</td> <td>3,000</td> <td>(1)入場料等を徴収する場合は、次の割合により加算する。 ア 入場料等が500円未満の場合 2割 イ 入場料等が500円以上1,000円未満の場合 3割 ウ 入場料等が1,000円以上の場合 5割</td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td>2,200</td> <td>2,900</td> <td>3,600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1研修室</td> <td>1,300</td> <td>1,700</td> <td>2,200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2研修室</td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td>1,300</td> <td>(2)冷暖房施設を使用する場合は5割を加算する。</td> </tr> <tr> <td>創作活動室</td> <td>1,800</td> <td>2,400</td> <td>3,000</td> <td>(3)陶芸窯を使用する場合は、1時間につき250円を加算する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。 2 使用時間が上表の時間区分帯(以下「基準時間」という。)に満たないときは基準時間とみなす。 3 使用料に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>			時間区分	9時～12時	12時～17時	17時～22時	備 考	使用区分	円	円	円		第1会議室	1,800	2,400	3,000	(1)入場料等を徴収する場合は、次の割合により加算する。 ア 入場料等が500円未満の場合 2割 イ 入場料等が500円以上1,000円未満の場合 3割 ウ 入場料等が1,000円以上の場合 5割	第2会議室	2,200	2,900	3,600		第1研修室	1,300	1,700	2,200		第2研修室	700	1,000	1,300	(2)冷暖房施設を使用する場合は5割を加算する。	創作活動室	1,800	2,400	3,000	(3)陶芸窯を使用する場合は、1時間につき250円を加算する。	<p>[丹原町福祉センターの設置及び管理に関する条例] [丹原町使用料条例] (使用料) 第2条 使用料は、別表に定める額とし、同表に掲げる行政財産を使用し、又は公の施設を利用する者から徴収する。 2 (省略) 別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th colspan="2">使 用 料</th> </tr> <tr> <th>5時間未満</th> <th>5時間以上1日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">福祉センター</td> <td>大会議室</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収し、又は営利を目的として使用する場合は使用料は、当該使用料の4倍の額に相当する額とする。</p>		施設区分	使 用 料		5時間未満	5時間以上1日	福祉センター	大会議室	3,000円	4,000円	小会議室	2,000円	3,000円	該当なし	新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
時間区分	9時～12時	12時～17時	17時～22時	備 考																																																		
使用区分	円	円	円																																																			
第1会議室	1,800	2,400	3,000	(1)入場料等を徴収する場合は、次の割合により加算する。 ア 入場料等が500円未満の場合 2割 イ 入場料等が500円以上1,000円未満の場合 3割 ウ 入場料等が1,000円以上の場合 5割																																																		
第2会議室	2,200	2,900	3,600																																																			
第1研修室	1,300	1,700	2,200																																																			
第2研修室	700	1,000	1,300	(2)冷暖房施設を使用する場合は5割を加算する。																																																		
創作活動室	1,800	2,400	3,000	(3)陶芸窯を使用する場合は、1時間につき250円を加算する。																																																		
施設区分	使 用 料																																																					
	5時間未満	5時間以上1日																																																				
福祉センター	大会議室	3,000円	4,000円																																																			
	小会議室	2,000円	3,000円																																																			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その3)	細項目	使用料		
事務事業名	学校開放施設の使用料	専門部会名	教育部会	分科会名	社会体育分科会
調整方針	学校開放施設の使用料については、西条市の例により調整する。				

事務事業の現況						具体的な調整内容																																																																	
西条市	東予市	丹原町	小松町																																																																				
<p>[西条市立学校の体育施設の開放に関する規則] 使用料無料</p>	<p>[東予市学校施設使用規則] (使用料) 第8条 学校施設の使用料は、東予市使用料条例による。 [東予市立学校運動場夜間照明施設使用管理規則] (使用料) 第8条 施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、東予市使用料条例により指定された期日までに使用料を納付しなければならない。以下省略。 東予市使用料条例別表第1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用単位</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">学校施設</td> <td>屋内運動場</td> <td>1時間につき</td> <td>1,000円 (1)入場料等を徴収する場合は2倍の額とする。</td> </tr> <tr> <td>教室</td> <td>"</td> <td>300円 (2)照明施設については、バレーコート1面分使用を単位とする。</td> </tr> <tr> <td>運動場</td> <td>"</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>格技場</td> <td>"</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>屋内運動場照明施設</td> <td>"</td> <td>300円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東予市立学校運動場夜間照明施設</td> <td>日没から午後10時まで</td> <td>2,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 使用料に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	区分	使用単位	使用料	備考	学校施設	屋内運動場	1時間につき	1,000円 (1)入場料等を徴収する場合は2倍の額とする。	教室	"	300円 (2)照明施設については、バレーコート1面分使用を単位とする。	運動場	"	1,000円	格技場	"	500円	屋内運動場照明施設	"	300円		東予市立学校運動場夜間照明施設	日没から午後10時まで	2,000円		<p>[丹原町使用料条例] (使用料) 第2条 使用料は、別表に定める額とし、同表に掲げる行政財産を使用し、又は公の施設を利用する者から徴収する。 2 (省略)</p> <p>丹原町使用料条例別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>5時間未満</th> <th>5時間以上1日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">学校</td> <td>屋内運動場</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>屋外照明施設</td> <td>1回につき 1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収し、又は営利を目的として使用する場合は、当該使用料の4倍の額に相当する額とする。</p>	施設区分	使用料		5時間未満	5時間以上1日	学校	屋内運動場	3,000円	屋外照明施設	1回につき 1,500円	<p>[小松町立学校施設使用規則] (使用の許可) 第2条 (省略) 2 教育長は、前項に規定する申請書を審査し、支障がないと認める場合は、小松町使用料条例に定める使用料の納付とともに、使用許可書を交付しなければならない。 3 (省略)</p> <p>小松町使用料条例別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>財産の名称</th> <th>使用単位</th> <th>会場使用料</th> <th>冷暖房使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">学校施設</td> <td>各学校教室</td> <td>1時間につき</td> <td>250円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>各学校運動場</td> <td>"</td> <td>120円</td> <td></td> <td>照明施設1回 2,200円</td> </tr> <tr> <td>小松小学校体育館</td> <td>"</td> <td>740円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>石根小学校体育館</td> <td>"</td> <td>370円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学校体育館</td> <td>"</td> <td>370円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (1)使用者が入場料又はこれに類するものを徴収するとき、及び営利を目的として使用する場合は、使用料の4倍の額とする。</p>	区分	財産の名称	使用単位	会場使用料	冷暖房使用料	備考	学校施設	各学校教室	1時間につき	250円			各学校運動場	"	120円		照明施設1回 2,200円	小松小学校体育館	"	740円			石根小学校体育館	"	370円			中学校体育館	"	370円			西条市の例により調整する。
区分	使用単位	使用料	備考																																																																				
学校施設	屋内運動場	1時間につき	1,000円 (1)入場料等を徴収する場合は2倍の額とする。																																																																				
	教室	"	300円 (2)照明施設については、バレーコート1面分使用を単位とする。																																																																				
	運動場	"	1,000円																																																																				
	格技場	"	500円																																																																				
屋内運動場照明施設	"	300円																																																																					
東予市立学校運動場夜間照明施設	日没から午後10時まで	2,000円																																																																					
施設区分	使用料																																																																						
	5時間未満	5時間以上1日																																																																					
学校	屋内運動場	3,000円																																																																					
	屋外照明施設	1回につき 1,500円																																																																					
区分	財産の名称	使用単位	会場使用料	冷暖房使用料	備考																																																																		
学校施設	各学校教室	1時間につき	250円																																																																				
	各学校運動場	"	120円		照明施設1回 2,200円																																																																		
	小松小学校体育館	"	740円																																																																				
	石根小学校体育館	"	370円																																																																				
	中学校体育館	"	370円																																																																				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その3)		細項目	使用料																																																																																																
事務事業名	市営住宅の家賃等		専門部会名	都市計画部会	分科会名	住宅管理分科会																																																																																														
調整方針	市営住宅の家賃については、公営住宅法の規定に基づき、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれ旧市町の例による。 なお、家賃上昇が避けられない団地については、家賃減免により急激な家賃上昇とならないよう配慮する。 駐車場使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。																																																																																																			
事務事業の現況					具体的な調整内容																																																																																															
西条市	東予市	丹原町	小松町																																																																																																	
<p>【西条市市営住宅設置及び管理条例】 (家賃の決定) 第14条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第29条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、令(公営住宅法施行令)第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第36条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。 2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものとする。 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。</p> <p>(使用料) 第61条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、市長が定めるものとする。 2 (省略)</p> <p>【公営住宅家賃の算定に使用する係数】 国土交通大臣が定める市町村立地係数 0.85 事業主体が定める利便性係数(0.7～1.0以下で定める) 利便性係数 = 立地便益係数 + 住宅設備係数</p> <p>(利便性係数)</p> <table border="1"> <tr><td>氷見西団地</td><td>0.7230</td></tr> <tr><td>房川(6区～8区)団地</td><td>0.7540</td></tr> <tr><td>泉町(1区～8区)団地</td><td>0.8340</td></tr> <tr><td>古川(3区～14区)団地</td><td>0.8920</td></tr> <tr><td>飯岡(1区～8区)団地</td><td>0.7420</td></tr> <tr><td>氷見西町(1区～8区)団地</td><td>0.7500</td></tr> <tr><td>古川北(1区～10区)団地</td><td>0.8050</td></tr> <tr><td>古川北(11区・12区)団地</td><td>0.8350</td></tr> <tr><td>福武(1区・2区)団地</td><td>0.7900</td></tr> <tr><td>西の原1区団地</td><td>0.7480</td></tr> <tr><td>西の原2区団地</td><td>0.7490</td></tr> <tr><td>山の下(1区・2区)団地</td><td>0.7500</td></tr> <tr><td>下小川団地</td><td>0.7860</td></tr> <tr><td>玉津団地</td><td>0.8000</td></tr> <tr><td>玉津(1区～5区)団地</td><td>0.9430</td></tr> <tr><td>新堀(1区・2区)団地</td><td>0.9800</td></tr> <tr><td>古川1区</td><td>0.9520</td></tr> </table> <p>(平成14年度市営住宅家賃は、別紙のとおり。)</p> <p>(次ページに続く)</p>	氷見西団地	0.7230	房川(6区～8区)団地	0.7540	泉町(1区～8区)団地	0.8340	古川(3区～14区)団地	0.8920	飯岡(1区～8区)団地	0.7420	氷見西町(1区～8区)団地	0.7500	古川北(1区～10区)団地	0.8050	古川北(11区・12区)団地	0.8350	福武(1区・2区)団地	0.7900	西の原1区団地	0.7480	西の原2区団地	0.7490	山の下(1区・2区)団地	0.7500	下小川団地	0.7860	玉津団地	0.8000	玉津(1区～5区)団地	0.9430	新堀(1区・2区)団地	0.9800	古川1区	0.9520	<p>【東予市市営住宅設置及び管理条例】 (家賃の決定) 第14条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された収入(同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第27条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)の額以下で、政令(公営住宅法施行令)第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第34条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。 2 政令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定め、告示する。 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、政令第3条に規定する方法により算出した額とする。</p> <p>【公営住宅家賃の算定に使用する係数】 国土交通大臣が定める市町村立地係数 0.7 事業主体が定める利便性係数(0.7～1.0以下で定める) 利便性係数 = 立地便益係数 + 住宅設備係数</p> <p>(利便性係数)</p> <table border="1"> <tr><td>当田団地</td><td>0.8613</td></tr> <tr><td>六反地団地</td><td>0.9116</td></tr> <tr><td>新町団地</td><td>0.9517</td></tr> <tr><td>壬生川団地</td><td>0.9768</td></tr> <tr><td>大新田団地</td><td>0.7268</td></tr> <tr><td>国安(1～4)団地</td><td>0.7316</td></tr> <tr><td>国安(5)団地</td><td>0.7566</td></tr> <tr><td>国安(6～13)団地</td><td>0.7469</td></tr> <tr><td>北星団地</td><td>0.7366</td></tr> <tr><td>三芳団地</td><td>0.7688</td></tr> <tr><td>本松寺団地</td><td>0.7922</td></tr> <tr><td>河北団地</td><td>0.8236</td></tr> <tr><td>旦之上団地</td><td>0.9128</td></tr> </table> <p>(平成14年度市営住宅家賃は、別紙のとおり。)</p>	当田団地	0.8613	六反地団地	0.9116	新町団地	0.9517	壬生川団地	0.9768	大新田団地	0.7268	国安(1～4)団地	0.7316	国安(5)団地	0.7566	国安(6～13)団地	0.7469	北星団地	0.7366	三芳団地	0.7688	本松寺団地	0.7922	河北団地	0.8236	旦之上団地	0.9128	<p>【丹原町営住宅管理条例】 (家賃の決定) 第13条 町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第28条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令(公営住宅法施行令)第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第35条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、町営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該町営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。 2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、町長が別に定めるものとする。 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。</p> <p>【公営住宅家賃の算定に使用する係数】 国土交通大臣が定める市町村立地係数 0.7 事業主体が定める利便性係数(0.7～1.0以下で定める) 利便性係数 = 立地便益係数 + 住宅設備係数</p> <p>(利便性係数)</p> <table border="1"> <tr><td>御陣屋南 団地</td><td>0.7585</td></tr> <tr><td>御陣屋南団地</td><td>0.7585</td></tr> <tr><td>御陣屋北団地</td><td>0.7954</td></tr> <tr><td>下町団地</td><td>0.9700</td></tr> <tr><td>北田野団地</td><td>0.7817</td></tr> <tr><td>古田新出団地</td><td>0.7596</td></tr> </table> <p>(平成14年度町営住宅の家賃は、別紙のとおり。)</p>	御陣屋南 団地	0.7585	御陣屋南団地	0.7585	御陣屋北団地	0.7954	下町団地	0.9700	北田野団地	0.7817	古田新出団地	0.7596	<p>【小松町町営住宅管理条例】 (家賃の決定) 第13条 町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第27条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令(公営住宅法施行令)第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第34条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、町営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該町営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。 2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、町長が別に定めるものとする。 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。</p> <p>【公営住宅家賃の算定に使用する係数】 国土交通大臣が定める市町村立地係数 0.7 事業主体が定める利便性係数(0.7～1.0以下で定める) 利便性係数 = 立地便益係数 + 住宅設備係数</p> <p>(利便性係数)</p> <table border="1"> <tr><td>御手洗教員団地</td><td>0.7400</td></tr> <tr><td>宝来ブロック団地</td><td>0.7560</td></tr> <tr><td>妙口団地</td><td>0.7200</td></tr> <tr><td>岡村団地</td><td>0.7280</td></tr> <tr><td>川原谷第1団地</td><td>0.7500</td></tr> <tr><td>御手洗団地</td><td>0.7400</td></tr> <tr><td>川原谷第2団地</td><td>0.7440</td></tr> <tr><td>小松団地</td><td>0.7360</td></tr> <tr><td>南川団地</td><td>0.7260</td></tr> <tr><td>大開第1団地</td><td>0.7260</td></tr> <tr><td>大開第2団地</td><td>0.7260</td></tr> <tr><td>一之宮団地</td><td>0.7370</td></tr> </table> <p>(平成14年度町営住宅の家賃は、別紙のとおり。)</p>	御手洗教員団地	0.7400	宝来ブロック団地	0.7560	妙口団地	0.7200	岡村団地	0.7280	川原谷第1団地	0.7500	御手洗団地	0.7400	川原谷第2団地	0.7440	小松団地	0.7360	南川団地	0.7260	大開第1団地	0.7260	大開第2団地	0.7260	一之宮団地	0.7370	<p>市町営住宅の家賃については、公営住宅法の規定に基づき、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれ旧市町の例による。なお、家賃上昇が避けられない団地については、家賃減免により急激な家賃上昇とならないよう配慮する。 駐車場使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p>
氷見西団地	0.7230																																																																																																			
房川(6区～8区)団地	0.7540																																																																																																			
泉町(1区～8区)団地	0.8340																																																																																																			
古川(3区～14区)団地	0.8920																																																																																																			
飯岡(1区～8区)団地	0.7420																																																																																																			
氷見西町(1区～8区)団地	0.7500																																																																																																			
古川北(1区～10区)団地	0.8050																																																																																																			
古川北(11区・12区)団地	0.8350																																																																																																			
福武(1区・2区)団地	0.7900																																																																																																			
西の原1区団地	0.7480																																																																																																			
西の原2区団地	0.7490																																																																																																			
山の下(1区・2区)団地	0.7500																																																																																																			
下小川団地	0.7860																																																																																																			
玉津団地	0.8000																																																																																																			
玉津(1区～5区)団地	0.9430																																																																																																			
新堀(1区・2区)団地	0.9800																																																																																																			
古川1区	0.9520																																																																																																			
当田団地	0.8613																																																																																																			
六反地団地	0.9116																																																																																																			
新町団地	0.9517																																																																																																			
壬生川団地	0.9768																																																																																																			
大新田団地	0.7268																																																																																																			
国安(1～4)団地	0.7316																																																																																																			
国安(5)団地	0.7566																																																																																																			
国安(6～13)団地	0.7469																																																																																																			
北星団地	0.7366																																																																																																			
三芳団地	0.7688																																																																																																			
本松寺団地	0.7922																																																																																																			
河北団地	0.8236																																																																																																			
旦之上団地	0.9128																																																																																																			
御陣屋南 団地	0.7585																																																																																																			
御陣屋南団地	0.7585																																																																																																			
御陣屋北団地	0.7954																																																																																																			
下町団地	0.9700																																																																																																			
北田野団地	0.7817																																																																																																			
古田新出団地	0.7596																																																																																																			
御手洗教員団地	0.7400																																																																																																			
宝来ブロック団地	0.7560																																																																																																			
妙口団地	0.7200																																																																																																			
岡村団地	0.7280																																																																																																			
川原谷第1団地	0.7500																																																																																																			
御手洗団地	0.7400																																																																																																			
川原谷第2団地	0.7440																																																																																																			
小松団地	0.7360																																																																																																			
南川団地	0.7260																																																																																																			
大開第1団地	0.7260																																																																																																			
大開第2団地	0.7260																																																																																																			
一之宮団地	0.7370																																																																																																			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その3)			細項目	使用料																										
事務事業名	市営住宅の家賃等			専門部会名	都市計画部会	分科会名	住宅管理分科会																								
調整方針																															
事務事業の現況							具体的な調整内容																								
西条市	東予市	丹原町	小松町																												
<p>(続き)</p> <p>[西条市市営住宅設置及び管理条例施行規則]</p> <p>(駐車場の使用料)</p> <p>第12条 条例第61条第1項の規定に基づく駐車場の使用料は、別表のとおりとする。</p> <p>別表 駐車場使用料(第12条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">市 営 住 宅 名</th> <th style="text-align: left;">料 金 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>玉 津 1 区 ~ 5 区</td> <td>1月当り 1,000</td> </tr> <tr> <td>新 堀 1 区 ・ 2 区</td> <td>" 1,500</td> </tr> <tr> <td>氷 見 西 町 1 区 ~ 8 区</td> <td>" 1,000</td> </tr> <tr> <td>飯 岡 1 区 ~ 8 区</td> <td>" 1,000</td> </tr> <tr> <td>古 川 北 1 区 ~ 1 2 区</td> <td>" 1,000</td> </tr> <tr> <td>泉 町 1 区 ~ 8 区</td> <td>" 1,000</td> </tr> <tr> <td>西 の 原 1 区 ・ 2 区</td> <td>" 1,000</td> </tr> <tr> <td>古 川 1 区</td> <td>" 1,500</td> </tr> <tr> <td>福 武 1 区 ・ 2 区</td> <td>" 1,000</td> </tr> <tr> <td>山 の 下 1 区 ・ 2 区</td> <td>" 1,000</td> </tr> <tr> <td>下 小 川</td> <td>" 1,000</td> </tr> </tbody> </table>								市 営 住 宅 名	料 金 (円)	玉 津 1 区 ~ 5 区	1月当り 1,000	新 堀 1 区 ・ 2 区	" 1,500	氷 見 西 町 1 区 ~ 8 区	" 1,000	飯 岡 1 区 ~ 8 区	" 1,000	古 川 北 1 区 ~ 1 2 区	" 1,000	泉 町 1 区 ~ 8 区	" 1,000	西 の 原 1 区 ・ 2 区	" 1,000	古 川 1 区	" 1,500	福 武 1 区 ・ 2 区	" 1,000	山 の 下 1 区 ・ 2 区	" 1,000	下 小 川	" 1,000
市 営 住 宅 名	料 金 (円)																														
玉 津 1 区 ~ 5 区	1月当り 1,000																														
新 堀 1 区 ・ 2 区	" 1,500																														
氷 見 西 町 1 区 ~ 8 区	" 1,000																														
飯 岡 1 区 ~ 8 区	" 1,000																														
古 川 北 1 区 ~ 1 2 区	" 1,000																														
泉 町 1 区 ~ 8 区	" 1,000																														
西 の 原 1 区 ・ 2 区	" 1,000																														
古 川 1 区	" 1,500																														
福 武 1 区 ・ 2 区	" 1,000																														
山 の 下 1 区 ・ 2 区	" 1,000																														
下 小 川	" 1,000																														

公営住宅法施行令

(家賃の算定方法)

第2条 公営住宅法(以下「法」という。)第16条第1項の規定による公営住宅の毎月の家賃は、家賃算定基礎額に次に掲げる数値を乗じた額(当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあっては、近傍同種の住宅の家賃の額)とする。

- (1) 公営住宅の存する市町村の立地条件の偏差を表すものとして地価公示法(昭和44年法律第49号)第2条第1項に規定する標準地の同法第6条の規定による公示価格その他の土地の価格を勘案して0.7以上1.6以下で国土交通大臣が市町村ごとに定める数値のうち、当該公営住宅の存する市町村に係るもの
- (2) 当該公営住宅の床面積の合計(共同住宅にあっては、共用部分の床面積を除く。)を70平方メートルで除した数値
- (3) 公営住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて1以下で国土交通大臣が定める数値のうち、当該公営住宅に係るもの
- (4) 事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備その他の当該公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して0.7以上1以下で定める数値

2 前項の家賃算定基礎額は、次の表の上欄各項に定める入居者の収入の区分に応じてそれぞれ下欄各項に定める額とする。

入居者の収入	額
123,000円以下の場合	37,100円
123,000円を超え153,000円以下の場合	45,000円
153,000円を超え178,000円以下の場合	53,200円
178,000円を超え200,000円以下の場合	61,400円
200,000円を超え238,000円以下の場合	70,900円
238,000円を超え268,000円以下の場合	81,400円
268,000円を超え322,000円以下の場合	94,100円
322,000円を超える場合	107,700円

公営住宅家賃の算定方法

市営住宅の家賃の算定方法は、以下の計算式によって算出する。

$$\text{本来入居者の家賃} = \text{家賃算定基礎額} \times \text{市町村立地係数} \times \text{規模係数} \times \text{経過年数係数} \times \text{利便性係数}$$

家賃算定基礎額：入居者の収入に応じて設定される応能部分であり、令第2条第2項の収入区分ごとに定まる額。

市町村立地係数：市町村の立地条件の偏差を表すものとして、国土交通大臣が市町村ごとに定める数値。

(平成14年の数値) 西条市 0.85 東予市 0.7 丹原町 0.7 小松町 0.7

規模係数：当該公営住宅の床面積を70㎡で除した数値。(床面積が大きくなれば家賃が上昇し、小さくなれば低下する。)

経過年数係数：初年度を1とし、以降一定の数値で減少していく。(国土交通省の定める式で算出する。)

利便性係数：事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備等を勘案して、0.7～1.0の範囲で設定するもの。

上記係数のうち「利便性係数」のみ事業主体(市町村)の裁量で決定する。利便性係数は、立地便益係数と住宅設備係数に区分され、それぞれの算出手法及び数値の決定は市町村の裁量である。

$$\text{利便性係数} = \text{立地便益係数} + \text{住宅設備係数}$$

立地便益係数：駅、学校、病院からの距離や周囲の環境などの立地利便性が客観的に評価されている固定資産評価額を基に定める。

住宅設備係数：住宅ごとの設備に応じた係数。設備の整った住宅ほど数値が高くなり、家賃が高くなる。

現在の立地便益係数の算定方法

西条市の方法

- ・西条市独自の方法。
- ・当該団地の固定資産評価額が、市内の団地固定資産評価額水準のどの辺りにあるかを評価。(0.75～0.95の範囲内で設定する。)

$$\left(\frac{\text{当該団地固定資産評価額} - \text{最低団地固定資産評価額}}{\text{最高団地固定資産評価額} - \text{最低団地固定資産評価額}} \div 20 \right) \div 100 + 0.75$$

東予市の方法

- ・愛媛県方式に準拠。
- ・当該団地の固定資産評価額が、市内の宅地の固定資産評価額のどの辺りにあるかを評価。

$$\left(1 \div \left(10 - 7.5 \times \frac{\text{当該団地固定資産評価額}}{\text{市内の住宅地最高の固定資産評価額}} \right) - 1 \div 10 \right) \times 0.8 + 0.7$$

丹原町の方法

- ・愛媛県方式に準じ、丹原町の独自色を加える。
- ・当該団地の固定資産評価額が、町内の最高団地固定資産評価額と比べてどの辺りにあるかを評価。

$$\left(1 \div \left(10 - 7.5 \times \frac{\text{当該団地固定資産評価額}}{\text{最高団地固定資産評価額}} \right) - 1 \div 10 \right) \times 0.8 + 0.7$$

小松町の方法

- ・以下のように団地ごとに設定。

御手洗教員団地	0.740	宝来ブロック団地	0.756	妙口団地	0.720	岡村団地	0.728
川原谷第1団地	0.750	御手洗団地	0.740	川原谷第2団地	0.744	小松団地	0.736
南川団地	0.726	大開第1団地	0.726	大開第2団地	0.726	一之宮団地	0.737

各市町営住宅団地別家賃(平成14年度)

西条市

(1 / 3)

住宅名	区	間取り	建設年度	所在地	構造	戸数	本来入居者の家賃(円)				市町村立地係数	利便性係数
							家賃算定基礎額 (37,100円)	家賃算定基礎額 (45,000円)	家賃算定基礎額 (53,200円)	家賃算定基礎額 (61,400円)		
飯岡	1区	2K	41	飯岡2591番地	簡易耐火平家	8	4,300	5,200	6,200	7,200	0.85	0.7420
飯岡	2区	2K	41	飯岡2591番地	簡易耐火平家	12	3,700	4,500	5,300	6,200	0.85	0.7420
飯岡	3区	2K	42	飯岡2591番地	簡易耐火平家	8	4,500	5,500	6,500	7,500	0.85	0.7420
飯岡	4区	2K	42	飯岡2591番地	簡易耐火平家	12	3,900	4,700	5,600	6,500	0.85	0.7420
飯岡	5区	2K	43	飯岡2591番地	簡易耐火平家	8	4,800	5,800	6,900	7,900	0.85	0.7420
飯岡	6区	2K	43	飯岡2591番地	簡易耐火平家	14	4,100	5,000	5,900	6,800	0.85	0.7420
飯岡	7区	2DK	44	飯岡2591番地	簡易耐火2階	8	9,000	11,000	11,800	11,800	0.85	0.7420
飯岡	8区	2DK	44	飯岡2591番地	簡易耐火2階	12	8,300	10,100	11,000	11,000	0.85	0.7420
泉町	1区	2K	32	大町276番地の2	簡易耐火平家	6	2,600	3,100	3,700	4,300	0.85	0.8340
泉町	2区	2K	32	大町276番地の2	簡易耐火平家	14	2,100	2,500	3,000	3,500	0.85	0.8340
泉町	3区	2K	33	大町276番地の2	簡易耐火平家	12	2,800	3,400	4,100	4,700	0.85	0.8340
泉町	4区	2K	33	大町276番地の2	簡易耐火平家	7	2,300	2,800	3,300	3,800	0.85	0.8340
泉町	5区	2K	34	大町276番地の2	簡易耐火平家	6	3,000	3,700	4,400	5,100	0.85	0.8340
泉町	6区	2K	34	大町948番地の1	簡易耐火平家	18	2,500	3,000	3,500	4,100	0.85	0.8340
泉町	7区	3K	53	大町764番地の1	簡易耐火2階	6	17,200	20,900	24,700	28,500	0.85	0.8340
泉町	8区の1	2DK	53	大町764番地の1	簡易耐火2階	4	15,000	18,200	21,500	24,800	0.85	0.8340
泉町	8区の2	3K	53	大町764番地の1	簡易耐火2階	8	17,200	20,900	24,700	28,500	0.85	0.8340
下小川		3K	56	大町241番地の1	簡易耐火2階	6	18,100	21,900	25,900	29,900	0.85	0.7860
新堀	1区	3DK	62	神拝乙147番地の1	高層6階	30	20,500	24,900	29,500	34,000	0.85	0.9800
新堀	2区	3DK	63	神拝乙147番地の1	高層6階	30	22,000	26,700	31,600	36,500	0.85	0.9800
玉津	1区	3DK	57	玉津591番地の1	中層5階	35	18,100	22,000	26,000	30,000	0.85	0.9430
玉津	2区	3DK	58	玉津591番地の1	高層6階	36	18,600	22,600	26,700	30,900	0.85	0.9430
玉津	3区	3DK	59	玉津591番地の1	高層6階	30	18,900	22,900	27,100	31,300	0.85	0.9430
玉津	4区	3DK	60	玉津591番地の1	高層6階	36	19,200	23,300	27,500	31,700	0.85	0.9430
玉津	5区	3DK	61	玉津591番地の1	高層6階	30	19,400	23,600	27,900	32,200	0.85	0.9430
玉津団地		3DK	56	玉津137番地の1	簡易耐火2階	3	18,000	21,900	25,900	29,900	0.85	0.8000
西の原	1区	3K	52	氷見乙1823番地の5	簡易耐火2階	6	14,400	17,500	20,700	2,390	0.85	0.7480
西の原	1区	2DK	52	氷見乙1823番地の5	簡易耐火2階	2	12,600	15,200	18,000	20,800	0.85	0.7480
西の原	2区	3K	54	氷見乙1834番地	簡易耐火2階	17	14,900	18,100	21,400	24,700	0.85	0.7490

住宅名	区	間取り	建設年度	所在地	構造	戸数	本来入居者の家賃(円)				市町村立地係数	利便性係数
							家賃算定基礎額 (37,100円)	家賃算定基礎額 (45,000円)	家賃算定基礎額 (53,200円)	家賃算定基礎額 (61,400円)		
氷見西		2K	23	氷見乙1623番地の6	木造平家	10	500	600	700	800	0.85	0.7230
氷見西町	1区	2K	45	氷見乙2029番地の4	簡易耐火平家	12	5,300	6,400	7,600	8,800	0.85	0.7500
氷見西町	2区	2K	45	氷見乙2029番地の4	簡易耐火平家	8	4,800	5,800	6,900	8,000	0.85	0.7500
氷見西町	3区	2DK	46	氷見乙2029番地の4	簡易耐火2階	18	9,500	11,500	13,600	13,900	0.85	0.7500
氷見西町	4区	2DK	46	氷見乙2029番地の4	簡易耐火2階	10	8,800	10,600	12,600	12,800	0.85	0.7500
氷見西町	5区	2DK	47	氷見乙2029番地の4	簡易耐火2階	18	9,800	11,900	14,100	14,400	0.85	0.7500
氷見西町	6区	2DK	47	氷見乙2029番地の4	簡易耐火2階	12	9,200	11,200	13,200	13,500	0.85	0.7500
氷見西町	7区	2DK	48	氷見乙2029番地の4	簡易耐火2階	4	10,500	12,800	15,100	16,400	0.85	0.7500
氷見西町	8区	2DK	48	氷見乙2029番地の4	簡易耐火2階	12	9,600	11,700	13,800	15,200	0.85	0.7500
福武	1区	3K	51	福武甲1643番地の2	簡易耐火2階	4	14,900	18,100	21,500	24,800	0.85	0.7900
福武	2区	2DK	51	福武甲1643番地の2	簡易耐火2階	4	13,000	15,800	18,700	21,600	0.85	0.7900
古川	14区	2K	40	古川甲252番地の1	簡易耐火平家	12	4,200	5,200	6,100	7,000	0.85	0.8920
古川	3区	2K	35	古川甲252番地の1	簡易耐火平家	6	3,500	4,300	5,100	5,900	0.85	0.8920
古川	4区	2K	35	古川甲252番地の1	簡易耐火平家	6	2,800	3,400	4,100	4,700	0.85	0.8920
古川	5区	2K	36	古川甲252番地の1	簡易耐火平家	12	3,800	4,600	5,400	6,300	0.85	0.8920
古川	6区	2K	36	古川甲252番地の1	簡易耐火平家	12	3,400	4,100	4,900	5,700	0.85	0.8920
古川	7区	2K	37	古川甲252番地の1	簡易耐火平家	6	4,200	5,100	6,000	7,000	0.85	0.8920
古川	8区	2K	37	古川甲252番地の1	簡易耐火平家	12	3,600	4,400	5,200	6,000	0.85	0.8920
古川	9区	2K	38	古川甲252番地の1	簡易耐火平家	8	4,500	5,400	6,400	7,400	0.85	0.8920
古川	10区	2K	38	古川甲252番地の1	簡易耐火平家	12	3,800	4,700	5,500	6,400	0.85	0.8920
古川	11区	2K	39	古川甲252番地の1	簡易耐火平家	12	4,700	5,700	6,700	7,800	0.85	0.8920
古川	12区	2K	39	古川甲252番地の1	簡易耐火平家	8	4,000	4,900	5,800	6,700	0.85	0.8920
古川	13区	2K	40	古川甲252番地の1	簡易耐火平家	8	4,900	6,000	7,100	8,200	0.85	0.8920
古川1区	A1	3LDK	9	古川甲252番地の1	高層6階	12	32,200	39,100	46,200	53,300	0.85	0.9520
古川1区	A2	3LDK	9	古川甲252番地の1	高層6階	6	30,000	36,400	43,100	49,700	0.85	0.9520
古川1区	A3	3DK	9	古川甲252番地の1	高層6階	12	30,100	36,600	43,200	49,900	0.85	0.9520
古川1区	B1	2DK	9	古川甲252番地の1	高層6階	6	23,400	28,400	33,600	38,800	0.85	0.9520
古川1区	B2	2DK	9	古川甲252番地の1	高層6階	6	23,400	28,400	33,600	38,800	0.85	0.9520
古川北	1区	2DK	48	古川甲376番地の2	簡易耐火2階	24	10,400	12,600	14,900	17,200	0.85	0.8050
古川北	2区	2DK	49	古川甲376番地の2	簡易耐火2階	10	12,700	15,400	18,300	20,900	0.85	0.8050
古川北	3区	2DK	49	古川甲376番地の2	簡易耐火2階	10	11,800	14,400	17,000	19,600	0.85	0.8050

住宅名	区	間取り	建設年度	所在地	構造	戸数	本来入居者の家賃(円)				市町村立地係数	利便性係数
							家賃算定基礎額 (37,100円)	家賃算定基礎額 (45,000円)	家賃算定基礎額 (53,200円)	家賃算定基礎額 (61,400円)		
古川北	4区の1	3K	50	古川甲376番地の2	簡易耐火2階	3	15,100	18,300	21,600	25,000	0.85	0.8050
古川北	4区の2	2DK	50	古川甲376番地の2	簡易耐火2階	7	13,100	15,900	18,900	21,800	0.85	0.8050
古川北	5区	2DK	50	古川甲376番地の2	簡易耐火2階	10	12,700	15,400	18,200	21,000	0.85	0.8050
古川北	6区の1	3K	51	古川甲376番地の2	簡易耐火2階	4	15,300	18,600	22,000	25,400	0.85	0.8050
古川北	6区の2	2DK	51	古川甲376番地の2	簡易耐火2階	4	12,900	15,600	18,500	21,300	0.85	0.8050
古川北	7区の1	3K	51	古川甲376番地の2	簡易耐火2階	8	15,300	18,600	22,000	25,400	0.85	0.8050
古川北	7区の2	2DK	51	古川甲376番地の2	簡易耐火2階	8	13,400	16,200	19,200	22,100	0.85	0.8050
古川北	8区	2DK	51	古川甲376番地の2	簡易耐火2階	6	12,900	15,600	18,500	21,300	0.85	0.8050
古川北	9区の1	3K	51	古川甲376番地の2	簡易耐火2階	9	15,600	18,900	22,400	25,800	0.85	0.8050
古川北	9区の2	2DK	51	古川甲376番地の2	簡易耐火2階	3	13,600	16,500	19,500	22,500	0.85	0.8050
古川北	10区の1	3K	51	古川甲376番地の2	簡易耐火2階	2	15,600	18,900	22,400	25,800	0.85	0.8050
古川北	10区の2	2DK	51	古川甲376番地の2	簡易耐火2階	4	13,600	16,500	19,500	22,500	0.85	0.8050
古川北	11区の1	3K	55	古川甲376番地の2	簡易耐火2階	18	17,500	21,200	25,100	29,000	0.85	0.8350
古川北	11区の2	2DK	55	古川甲376番地の2	簡易耐火2階	2	22,500	27,300	32,300	37,300	0.85	0.8350
古川北	12区	3K	56	古川甲376番地の2	簡易耐火2階	13	18,200	22,000	26,100	30,100	0.85	0.8350
戾川	6区	2K	31	飯岡3924番地の5	簡易耐火平家	12	2,200	2,600	3,100	3,600	0.85	0.7540
戾川	7区	2K	31	飯岡3924番地の5	簡易耐火平家	8	1,700	2,100	2,500	2,900	0.85	0.7540
戾川	8区	2K	35	飯岡3924番地の5	木造平家	6	2,400	2,900	3,400	4,000	0.85	0.7540
山の下	1区	3K	53	洲之内甲5番地の4	簡易耐火2階	3	15,000	18,200	21,500	24,800	0.85	0.7500
山の下	2区	3K	54	洲之内甲5番地の4	簡易耐火2階	3	15,700	19,100	22,600	26,100	0.85	0.7500
						869						

東予市

(1 / 2)

住宅名	間取り	建設年度	所在地	構造	戸数	本来入居者の家賃(円)				市町村立地係数	利便性係数
						家賃算定基礎額 (37,100円)	家賃算定基礎額 (45,000円)	家賃算定基礎額 (53,200円)	家賃算定基礎額 (61,400円)		
旦之上	2DK	10	旦之上甲88	中層3階	4	21,000	25,500	30,200	34,800	0.70	0.9128
旦之上	3LDK	10	旦之上甲88	中層3階	9	25,200	30,500	36,100	41,700	0.70	0.9128
旦之上	3LDK	10	旦之上甲88	中層3階	4	25,800	31,300	37,000	42,700	0.70	0.9128
六反地	2DK	8	三芳1883-1	中層3階	4	20,900	25,300	29,900	34,600	0.70	0.9116
六反地	3LDK	8	三芳1883-1	中層3階	9	25,200	30,600	36,200	41,800	0.70	0.9116
六反地	3DK大	8	三芳1883-1	中層3階	4	25,000	30,300	35,800	41,400	0.70	0.9116
大新田	2DK	45	大新田265	簡易耐火平家	8	4,500	5,400	6,400	7,400	0.70	0.7268
大新田	2DK	45	大新田265	簡易耐火平家	4	4,000	4,800	5,700	6,600	0.70	0.7268
国安3・4	2DK	48	国安149	簡易耐火平家	14	5,400	6,600	7,800	9,000	0.70	0.7316
国安1	2DK	49	国安113	簡易耐火2階	6	9,500	11,600	13,700	15,800	0.70	0.7316
国安2	2DK	49	国安114	簡易耐火2階	6	9,000	10,900	12,900	14,900	0.70	0.7316
国安5	3DK	50	国安114	中層4階	16	11,000	13,400	15,800	18,300	0.70	0.7566
国安6・7	3DK	52	国安158-9	簡易耐火2階	10	11,300	13,700	16,200	18,700	0.70	0.7469
国安8・9	3DK	53	国安158-9	簡易耐火2階	14	11,900	14,500	17,100	19,700	0.70	0.7469
国安10・11	3DK	54	国安158-1	簡易耐火2階	13	12,400	15,100	17,800	20,600	0.70	0.7469
国安12・13	3DK	55	国安158-1	簡易耐火2階	12	12,700	15,400	18,200	21,000	0.70	0.7469
北星	3DK	51	壬生川681-5	簡易耐火2階	6	10,900	13,200	15,600	18,100	0.70	0.7366
三芳	3DK	60	三芳1791-1	木造2階	4	13,400	16,200	19,200	22,200	0.70	0.7688
本松寺	3DK	61	周布2-3	木造2階	10	13,900	16,900	20,000	23,100	0.70	0.7922
河北	3DK	61	三芳192	耐火2階	4	15,100	18,400	21,700	25,100	0.70	0.8236
河北	3DK	61	三芳192	耐火2階	8	14,400	17,500	20,700	23,900	0.70	0.8236
河北	3DK	62	三芳192	耐火2階	4	15,300	18,600	22,000	25,400	0.70	0.8236
河北	3DK	62	三芳192	耐火2階	8	14,600	17,700	20,900	24,200	0.70	0.8236
当田	3DK	63	新市98-2	中層4階	8	16,200	19,600	23,200	26,800	0.70	0.8613
当田	3DK	63	新市98-2	中層4階	24	15,500	18,900	22,300	25,800	0.70	0.8613
壬生川	3DK	3	壬生川116-2	中層3階	8	20,100	24,400	28,900	33,300	0.70	0.9768
壬生川	2DK	3	壬生川116-2	中層3階	4	14,100	17,200	20,300	23,400	0.70	0.9768
壬生川	3DK	3	壬生川116-2	中層3階	6	19,300	23,400	27,700	32,000	0.70	0.9768
壬生川	3DK大	3	壬生川116-2	中層3階	2	22,800	27,700	32,800	37,800	0.70	0.9768
新町1	3DK	5	新町211	中層3階	12	21,600	26,200	31,000	35,800	0.70	0.9517

住宅名	間取り	建設年度	所在地	構造	戸数	本来入居者の家賃(円)				市町村立地係数	利便性係数
						家賃算定基礎額 (37,100円)	家賃算定基礎額 (45,000円)	家賃算定基礎額 (53,200円)	家賃算定基礎額 (61,400円)		
新町1	2DK	5	新町2 1 1	中層3階	4	15,200	18,400	21,800	25,200	0.70	0.9517
新町1	3DK	5	新町2 1 1	中層3階	6	20,500	24,900	29,400	33,900	0.70	0.9517
新町1	4DK	5	新町2 1 1	中層3階	4	23,200	28,100	33,300	38,400	0.70	0.9517
新町2	3DK	6	新町2 7 8 - 1	中層3階	6	23,000	28,000	33,100	38,200	0.70	0.9517
新町2	2DK	6	新町2 7 8 - 1	中層3階	4	16,100	19,500	23,100	26,700	0.70	0.9517
新町2	3DK	6	新町2 7 8 - 1	中層3階	6	22,300	27,100	32,000	36,900	0.70	0.9517
新町2	4DK	6	新町2 7 8 - 1	中層3階	4	26,200	31,800	37,600	43,400	0.70	0.9517
新町3	3DK	7	新町2 7 8 - 1	中層3階	9	23,900	29,000	34,300	39,600	0.70	0.9517
新町3	2DK	7	新町2 7 8 - 1	中層3階	4	17,600	21,300	25,200	29,100	0.70	0.9517
新町3	3DK	7	新町2 7 8 - 1	中層3階	9	23,300	28,200	33,400	38,500	0.70	0.9517
新町3	3DK大	7	新町2 7 8 - 1	中層3階	4	24,600	29,900	35,300	40,800	0.70	0.9517
					305						

丹原町

(1 / 1)

住宅名	間取り	建設年度	所在地	構造	戸数	本来入居者の家賃(円)				市町村立地係数	利便性係数
						家賃算定基礎額 (37,100円)	家賃算定基礎額 (45,000円)	家賃算定基礎額 (53,200円)	家賃算定基礎額 (61,400円)		
御陣家南	3DK	13	池田1224-21, 22	木造2階	4	21,500	26,100	30,900	35,600	0.70	0.7585
御陣家南	3DK	60	池田1224-1	簡易耐火2階	5	14,200	17,200	20,400	23,500	0.70	0.7585
御陣家北	3DK	55	池田1176-1	簡易耐火2階	5	13,600	16,500	19,600	22,600	0.70	0.7954
御陣家北	3DK	56	池田1176-1	簡易耐火2階	6	13,800	16,800	19,900	22,900	0.70	0.7954
御陣家北	3DK	57	池田1176-1	簡易耐火2階	6	14,000	17,100	20,200	23,300	0.70	0.7954
御陣家北	3DK	57	池田1176-1	簡易耐火2階	9	16,100	19,600	23,100	26,700	0.70	0.7954
下町	3DK	63	池田1881-1	耐火2階	6	19,700	23,900	28,300	32,600	0.70	0.9700
下町	3DK	1	池田1881-1	耐火2階	4	20,300	24,600	29,100	33,600	0.70	0.9700
北田野	3LDK	5	北田野1634-2	耐火2階	2	18,000	21,800	25,800	29,800	0.70	0.7817
北田野	3LDK	5	北田野1634-2	耐火2階	6	17,200	20,900	24,700	28,500	0.70	0.7817
北田野	3LDK	6	北田野1634-2	耐火2階	4	18,200	22,100	26,100	30,100	0.70	0.7817
北田野	3LDK	6	北田野1634-2	耐火2階	4	17,400	21,100	25,000	28,900	0.70	0.7817
古田新出	2DK	41	池田501-1	木造平家	10	3,400	4,200	5,000	5,700	0.70	0.7596
古田新出	3DK	41	古田甲123-1	木造平家	14	3,900	4,800	5,700	6,500	0.70	0.7596
					85						

小松町

(1 / 2)

住宅名	間取り	建設年度	所在地	構造	戸数	本来入居者の家賃(円)				市町村立地係数	利便性係数
						家賃算定基礎額 (37,100円)	家賃算定基礎額 (45,000円)	家賃算定基礎額 (53,200円)	家賃算定基礎額 (61,400円)		
御手洗教員団地	2DK	41	南川甲 46 番地 2	簡易耐火 2 階	21	6,700	8,100	9,600	11,100	0.70	0.7400
宝来ブロック団地	2DK	30	新屋敷甲 453 番地	簡易耐火平家	18	1,600	1,900	2,300	2,700	0.70	0.7560
妙口団地	2DK	30	妙口甲 88 番地	木造平家	5	1,300	1,600	1,900	2,200	0.70	0.7200
妙口団地	2DK	39	妙口甲 88 番地	木造平家	10	3,100	3,800	4,500	5,100	0.70	0.7200
岡村団地	2DK	38	新屋敷甲 3027 番地	木造平家	4	3,100	3,800	4,500	5,200	0.70	0.7280
岡村団地	2DK	38	新屋敷甲 3027 番地	木造平家	15	3,500	4,200	5,000	5,700	0.70	0.7280
川原谷第 1 団地	2DK	39	新屋敷甲 2197 番地 1	木造平家	20	3,600	4,400	5,200	6,000	0.70	0.7500
御手洗団地	2DK	40	南川甲 43 番地 1	木造平家	8	3,600	4,400	5,200	6,000	0.70	0.7400
御手洗団地	2DK	40	南川甲 43 番地 1	木造平家	12	3,100	3,800	4,500	5,200	0.70	0.7400
川原谷第 2 団地	2DK	40	新屋敷甲 2412 番地 1	木造平家	15	3,100	3,800	4,500	5,200	0.70	0.7440
小松団地	2DK	40	新屋敷甲 2130 番地 1	木造平家	7	3,100	3,800	4,400	5,100	0.70	0.7360
小松団地	2DK	41	新屋敷甲 2130 番地 1	木造平家	10	3,200	4,000	4,700	5,400	0.70	0.7360
南川団地	2DK	41	南川甲 405 番地	木造平家	10	3,800	4,600	5,400	6,200	0.70	0.7260
南川団地	2DK	42	南川甲 405 番地	木造平家	4	3,900	4,800	5,700	6,500	0.70	0.7260
南川団地	2DK	42	南川甲 405 番地	木造平家	13	3,400	4,100	4,800	5,600	0.70	0.7260
大開第 1 団地	2DK	43	北川 69 番地 5	木造平家	4	3,700	4,500	5,300	6,100	0.70	0.7260
大開第 1 団地	2DK	43	北川 69 番地 5	木造平家	4	4,300	5,200	6,200	7,200	0.70	0.7260
大開第 1 団地	2DK	43	北川 69 番地 5	木造平家	2	3,700	4,500	5,300	6,100	0.70	0.7260
大開第 1 団地	2DK	44	北川 69 番地 5	木造平家	4	4,500	5,400	6,400	7,400	0.70	0.7260
大開第 1 団地	2DK	44	北川 69 番地 5	木造平家	6	3,800	4,600	5,400	6,300	0.70	0.7260
大開第 1 団地	2DK	45	北川 69 番地 5	木造平家	4	4,600	5,600	6,700	7,700	0.70	0.7260
大開第 1 団地	2DK	45	北川 69 番地 5	木造平家	6	3,900	4,800	5,700	6,600	0.70	0.7260
大開第 1 団地	2DK	46	北川 69 番地 5	木造平家	6	4,800	5,900	7,000	8,000	0.70	0.7260
大開第 1 団地	2DK	46	北川 69 番地 5	木造平家	4	4,100	5,000	5,900	6,800	0.70	0.7260
大開第 2 団地	2DK	47	北川 62 番地 4	簡易耐火 2 階	6	7,900	9,600	11,400	13,100	0.70	0.7260
大開第 2 団地	2DK	47	北川 62 番地 4	簡易耐火 2 階	6	7,300	8,900	10,500	12,200	0.70	0.7260
大開第 2 団地	2DK	48	北川 62 番地 4	簡易耐火 2 階	6	8,400	10,200	12,000	13,900	0.70	0.7260
大開第 2 団地	2DK	48	北川 62 番地 4	簡易耐火 2 階	6	7,700	9,400	11,100	12,800	0.70	0.7260
大開第 2 団地	2DK	49	北川 62 番地 4	簡易耐火 2 階	6	9,300	11,300	13,400	15,400	0.70	0.7260
大開第 2 団地	2DK	49	北川 62 番地 4	簡易耐火 2 階	6	8,700	10,600	12,500	14,400	0.70	0.7260

住宅名	間取り	建設年度	所在地	構造	戸数	本来入居者の家賃(円)				市町村立地係数	利便性係数
						家賃算定基礎額 (37,100円)	家賃算定基礎額 (45,000円)	家賃算定基礎額 (53,200円)	家賃算定基礎額 (61,400円)		
大開第2団地	2DK	50	北川62番地4	簡易耐火2階	12	9,900	12,000	14,200	16,400	0.70	0.7260
大開第2団地	2DK	50	北川62番地4	簡易耐火2階	6	9,300	11,300	13,400	15,500	0.70	0.7260
一之宮団地	3DK	51	新屋敷甲128番地1	簡易耐火2階	6	10,700	13,000	15,400	17,800	0.70	0.7370
一之宮団地	3DK	51	新屋敷甲128番地1	簡易耐火2階	6	10,100	12,300	14,600	16,800	0.70	0.7370
一之宮団地	3DK	52	新屋敷甲128番地1	簡易耐火2階	6	11,300	13,700	16,200	18,700	0.70	0.7370
一之宮団地	3DK	52	新屋敷甲128番地1	簡易耐火2階	6	10,700	12,900	15,300	17,700	0.70	0.7370
一之宮団地	3DK	53	新屋敷甲128番地1	簡易耐火2階	6	12,100	14,700	17,400	20,100	0.70	0.7370
一之宮団地	3DK	53	新屋敷甲128番地1	簡易耐火2階	6	11,500	13,900	16,500	19,000	0.70	0.7370
一之宮団地	3DK	54	新屋敷甲128番地1	簡易耐火2階	6	12,700	15,400	18,300	21,100	0.70	0.7370
一之宮団地	3DK	54	新屋敷甲128番地1	簡易耐火2階	6	12,000	14,600	17,300	19,900	0.70	0.7370
一之宮団地	3DK	55	新屋敷甲128番地1	簡易耐火2階	6	12,600	15,300	18,100	20,900	0.70	0.7370
					320						

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その3)	細項目	使用料																																																																																																																																																												
事務事業名	行政財産の目的外使用の許可にかかる使用料	専門部会名	財務部会	分科会名	管財分科会																																																																																																																																																										
調整方針	行政財産の目的外使用の許可にかかる使用料については、次のとおり調整する。 1 土地及び建物の使用料については、西条市及び東予市の例により調整する。 2 電柱その他の物件を設置する場合の使用料については、西条市の例により調整する。																																																																																																																																																														
事務事業の現況																																																																																																																																																															
西条市	東予市	丹原町	小松町																																																																																																																																																												
<p>【西条市行政財産の使用料徴収条例】 (使用料) 第3条 使用料は、年額で定める。ただし、使用期間が1年に満たない場合には、月割をもって算定した額とする。 (土地使用料算定基準) 第4条 土地の使用料は、第2条の規定により算出した額に100分の5を乗じて得た額とする。ただし、別表第1及び別表第2に掲げる物件を設置する目的で使用するとき、当該別表第1及び別表第2に定めるところによる。 (建物使用料算定基準) 第5条 建物の使用料は、第2条の規定により算出した額に100分の5.5を乗じて得た額とする。 別表第1(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>物</th> <th>単 位</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電柱</td> <td rowspan="3">1本につき</td> <td>3条以下の電線を支持するもの</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>4条又は5条の電線を支持するもの</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>3条以上の電線を支持するもの</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の柱類(電話柱を除く。)</td> <td>72円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">共架電線その他上空に設ける線類(電話線を除く。)</td> <td>長さ1メートルに</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">地下埋設物</td> <td rowspan="6">つぎ1年</td> <td>外径0.1メートル未満のもの</td> <td>48円</td> </tr> <tr> <td>外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの</td> <td>72円</td> </tr> <tr> <td>外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの</td> <td>95円</td> </tr> <tr> <td>外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの</td> <td>190円</td> </tr> <tr> <td>外径0.4メートル以上1メートル未満のもの</td> <td>480円</td> </tr> <tr> <td>外径1メートル以上のもの</td> <td>950円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 電柱に他の占有者が電話線を添架した場合は、電柱のほか、電話柱として別表第2を適用する。 別表第2(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>物</th> <th>単 位 及 び 使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話柱</td> <td>電気通信事業法施行令別表第1による。</td> </tr> <tr> <td>電話ボックス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テレホンカード自動販売機</td> <td>占有面積1平方メートルにつき1年 1,400円</td> </tr> </tbody> </table>	物	単 位	使 用 料	電柱	1本につき	3条以下の電線を支持するもの	1,000円	4条又は5条の電線を支持するもの	1,600円	3条以上の電線を支持するもの	2,200円	その他の柱類(電話柱を除く。)		72円	共架電線その他上空に設ける線類(電話線を除く。)		長さ1メートルに	10円	地下埋設物	つぎ1年	外径0.1メートル未満のもの	48円	外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	72円	外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	95円	外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	190円	外径0.4メートル以上1メートル未満のもの	480円	外径1メートル以上のもの	950円	物	単 位 及 び 使 用 料	電話柱	電気通信事業法施行令別表第1による。	電話ボックス		テレホンカード自動販売機	占有面積1平方メートルにつき1年 1,400円	<p>【東予市使用料条例】 (使用料) 第2条 使用料は、別表第1及び別表第2に掲げる額とする。ただし、電柱その他の物件を設置する目的で使用するとき、東予市道路占用料徴収条例別表の規定を適用して徴収する。 別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使 用 料 (年)</th> <th>加 算 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>使用を許可しようとする面積に市長が定める土地評価額の100分の5を乗じて得た額</td> <td>光熱水費 その他 必要経費</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>使用を許可しようとする面積に市長が定める建物評価額の100分の5.5を乗じて得た額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>電柱等は、東予市道路占用料徴収条例別表を適用。</p>	区分	使 用 料 (年)	加 算 金	土地	使用を許可しようとする面積に市長が定める土地評価額の100分の5を乗じて得た額	光熱水費 その他 必要経費	建物	使用を許可しようとする面積に市長が定める建物評価額の100分の5.5を乗じて得た額		<p>【丹原町使用料条例】 (使用料) 第2条 (省略) 2 別表に掲げる行政財産又は公の施設(以下「施設」という。)以外の施設を使用し、又は利用する場合の使用料は、同表に掲げる施設の使用料の額に比準して、そのつと町長が定める。 電柱等は、丹原町道路占用料徴収条例別表を適用。</p>	<p>【小松町使用料条例】 (使用料) 第2条 使用料は、別表に掲げる財産を使用する者から同表に定める額を徴収する。 2 別表に掲げる以外の財産を使用する場合の使用料は、その類似した財産の使用料に準じてそのつと町長が定める。 3, 4 (省略) 別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>財 産 の 名 称</th> <th>使 用 単 位</th> <th>会 場 使 用 料</th> <th>冷 暖 房 使 用 料</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">行政施設</td> <td>別館ホール</td> <td>1時間につき</td> <td>円 620</td> <td>円 370</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1会議室</td> <td>"</td> <td>250</td> <td>150</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td>"</td> <td>120</td> <td>70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本館第3会議室</td> <td>"</td> <td>310</td> <td>180</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和室会議室</td> <td>"</td> <td>180</td> <td>100</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【電柱・電話柱等の町有地貸付に関する事務処理要綱】 (貸付料等) 第7条 第3条の規定による町有地の貸付許可を受けた者から貸付料を徴収する。 2 町有地貸付料の額は、別表のとおりとする。 3, 4 (省略) 別表(第7条関係) 町有地貸付料金表</p> <p>1 電気事業の用に供する電線路</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 類</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th rowspan="2">期 間</th> <th colspan="5">金 額</th> </tr> <tr> <th>田</th> <th>畑</th> <th>宅 地</th> <th>山 林</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 柱</td> <td>1本ごと</td> <td>1箇年</td> <td>円 1,870</td> <td>円 1,730</td> <td>円 1,500</td> <td>円 260</td> <td>円 260</td> </tr> <tr> <td>支線柱</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>1,870</td> <td>1,730</td> <td>1,500</td> <td>260</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>鉄 塔</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>5,790</td> <td>5,680</td> <td>5,300</td> <td>655</td> <td>655</td> </tr> </tbody> </table> <p>(四国4県の農業協同組合中央会と四国電力との覚書による。)</p> <p>2 公衆電気通信業務の用に供する線路</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 類</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th rowspan="2">期 間</th> <th colspan="5">金 額</th> </tr> <tr> <th>田</th> <th>畑</th> <th>宅 地</th> <th>山 林(ケ ブル)</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 柱</td> <td>1本ごと</td> <td>1箇年</td> <td>円 1,870</td> <td>円 1,730</td> <td>円 1,500</td> <td>円 870</td> <td>円 180</td> </tr> <tr> <td>支線・支柱</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>1,870</td> <td>1,730</td> <td>1,500</td> <td></td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>その他の設備</td> <td>使用面積1.7㎡までごとに1本とする。ただし、端数は1本とする。</td> <td>"</td> <td>1,870</td> <td>1,730</td> <td>1,500</td> <td></td> <td>180</td> </tr> </tbody> </table> <p>(公衆電気通信法施行令による。)</p>	区分	財 産 の 名 称	使 用 単 位	会 場 使 用 料	冷 暖 房 使 用 料	備 考	行政施設	別館ホール	1時間につき	円 620	円 370		第1会議室	"	250	150		第2会議室	"	120	70		本館第3会議室	"	310	180		和室会議室	"	180	100		種 類	単 位	期 間	金 額					田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	本 柱	1本ごと	1箇年	円 1,870	円 1,730	円 1,500	円 260	円 260	支線柱	"	"	1,870	1,730	1,500	260	260	鉄 塔	"	"	5,790	5,680	5,300	655	655	種 類	単 位	期 間	金 額					田	畑	宅 地	山 林(ケ ブル)	そ の 他	本 柱	1本ごと	1箇年	円 1,870	円 1,730	円 1,500	円 870	円 180	支線・支柱	"	"	1,870	1,730	1,500		180	その他の設備	使用面積1.7㎡までごとに1本とする。ただし、端数は1本とする。	"	1,870	1,730	1,500		180	<p>行政財産の目的外使用の許可にかかる使用料については、次のとおり調整する。 1 土地及び建物の使用料については、西条市及び東予市の例により調整する。 2 電柱その他の物件を設置する場合の使用料については、西条市の例により調整する。</p>
物	単 位	使 用 料																																																																																																																																																													
電柱	1本につき	3条以下の電線を支持するもの	1,000円																																																																																																																																																												
		4条又は5条の電線を支持するもの	1,600円																																																																																																																																																												
		3条以上の電線を支持するもの	2,200円																																																																																																																																																												
その他の柱類(電話柱を除く。)		72円																																																																																																																																																													
共架電線その他上空に設ける線類(電話線を除く。)		長さ1メートルに	10円																																																																																																																																																												
地下埋設物	つぎ1年	外径0.1メートル未満のもの	48円																																																																																																																																																												
		外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	72円																																																																																																																																																												
		外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	95円																																																																																																																																																												
		外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	190円																																																																																																																																																												
		外径0.4メートル以上1メートル未満のもの	480円																																																																																																																																																												
		外径1メートル以上のもの	950円																																																																																																																																																												
物	単 位 及 び 使 用 料																																																																																																																																																														
電話柱	電気通信事業法施行令別表第1による。																																																																																																																																																														
電話ボックス																																																																																																																																																															
テレホンカード自動販売機	占有面積1平方メートルにつき1年 1,400円																																																																																																																																																														
区分	使 用 料 (年)	加 算 金																																																																																																																																																													
土地	使用を許可しようとする面積に市長が定める土地評価額の100分の5を乗じて得た額	光熱水費 その他 必要経費																																																																																																																																																													
建物	使用を許可しようとする面積に市長が定める建物評価額の100分の5.5を乗じて得た額																																																																																																																																																														
区分	財 産 の 名 称	使 用 単 位	会 場 使 用 料	冷 暖 房 使 用 料	備 考																																																																																																																																																										
行政施設	別館ホール	1時間につき	円 620	円 370																																																																																																																																																											
	第1会議室	"	250	150																																																																																																																																																											
	第2会議室	"	120	70																																																																																																																																																											
	本館第3会議室	"	310	180																																																																																																																																																											
	和室会議室	"	180	100																																																																																																																																																											
種 類	単 位	期 間	金 額																																																																																																																																																												
			田	畑	宅 地	山 林	そ の 他																																																																																																																																																								
本 柱	1本ごと	1箇年	円 1,870	円 1,730	円 1,500	円 260	円 260																																																																																																																																																								
支線柱	"	"	1,870	1,730	1,500	260	260																																																																																																																																																								
鉄 塔	"	"	5,790	5,680	5,300	655	655																																																																																																																																																								
種 類	単 位	期 間	金 額																																																																																																																																																												
			田	畑	宅 地	山 林(ケ ブル)	そ の 他																																																																																																																																																								
本 柱	1本ごと	1箇年	円 1,870	円 1,730	円 1,500	円 870	円 180																																																																																																																																																								
支線・支柱	"	"	1,870	1,730	1,500		180																																																																																																																																																								
その他の設備	使用面積1.7㎡までごとに1本とする。ただし、端数は1本とする。	"	1,870	1,730	1,500		180																																																																																																																																																								

地方自治法

第238条の4（行政財産の管理及び処分）

- 1 行政財産は、次項に定めるもののほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。
- 2 行政財産である土地は、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体その他政令で定めるものに対し、政令で定める用途に供させるため、政令で定めるところにより、これを貸し付け、又はこれに地上権を設定することができる。
この場合においては、次条第3項及び第4項の規定を準用する。
- 3 第1項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
- 4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- 5 前項の規定により許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成3年法律第90号）の規定は、これを適用しない。
- 6 第4項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

地方自治法施行令

第169条（行政財産である土地を貸し付け又はこれに地上権を設定することができるもの）

地方自治法第238条の4第2項に規定する政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、当該下欄に掲げるものとする。

1 行政財産である土地を貸し付けることができるもの	イ 特別の法律により設立された法人で国又は普通地方公共団体において出資しているもののうち、総務大臣が指定するもの 港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している民法第34条の法人、株式会社及び有限会社 ハ 公共団体又は公共的団体で法人格を有するもののうち、当該普通地方公共団体が行う事務と密接な関係を有する事業を行うもの 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会並びに地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び地方議会議員共済会
2 行政財産である土地に地上権を設定することができるもの	イ 日本鉄道建設公団、帝都高速度交通営団、鉄道事業法（昭和61年法律第...） ロ 日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公... ハ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に規定する

	一 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定する一般ガス事業者及び同条第4項に規定する簡易ガス事業者 ホ 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第5項に規定する水道事業者 ヘ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者
--	--

第169条の2（行政財産である土地を貸し付け又はこれに地上権を設定することができる用途）

地方自治法第238条の4第2項に規定する政令で定める用途は、行政財産である土地の貸付けについては、普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は前条の表の第1号の下欄に掲げるものと1むねの建物を区分して所有する場合に当該建物の用に供することとし、行政財産である土地に対する地上権の設定については、国、他の地方公共団体又は同表の第2号の下欄に掲げるものが経営する次に掲げる施設の用に供することとする。

1. 鉄道
2. 道路
3. 軌道
4. 電線路
5. ガスの導管
6. 水道（工業用水道を含む。）の導管
7. 下水道の排水管及び排水渠
8. 電気通信線路
9. 前各号に掲げる施設の付属設備

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その3)	細項目	使用料																																																																																																																																																																																																																				
事務事業名	都市公園の使用料(占用等)	専門部会名	都市計画部会	分科会名 都市計画分科会																																																																																																																																																																																																																			
調整方針	一般占用(電柱・公衆電話所等)の占用料については、道路法の規定に基づき調整する。 公園施設(売店等)の設置及び占用行為(催し物等)の占用料については、道路法の規定及び東予市の例により調整する。																																																																																																																																																																																																																						
事 務 事 業 の 現 況																																																																																																																																																																																																																							
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町																																																																																																																																																																																																																				
<p>【西条市都市公園条例】 (使用料) 第10条 第3条第1項各号に掲げる許可を受けた者で、入場料又はこれに類似するものを徴収する場合は、1平方メートル当たり1日につき10円に相当する額の使用料を納入しなければならない。 2,3,4 (省略)</p> <p>【西条市行政財産の使用料徴収条例】 (使用料) 第3条 使用料は、年額で定める。ただし、使用期間が1年に満たない場合については、月割をもって算定した額とする。 (土地使用料算定基準) 第4条 土地の使用料は、第2条の規定により算出した額に100分の5を乗じて得た額とする。ただし、別表第1及び別表第2に掲げる物件を設置する目的で使用するときは、当該別表第1及び別表第2に定めるところによる。 (建物使用料算定基準) 第5条 建物の使用料は、第2条の規定により算出した額に100分の5.5を乗じて得た額とする。 別表第1(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>物 件</th> <th>単 位</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電柱</td> <td>3条以下の電線を支持するもの</td> <td>1本につき 1,000円</td> </tr> <tr> <td>4条又は5条の電線を支持するもの</td> <td>1年 1,600円</td> </tr> <tr> <td>6条以上の電線を支持するもの</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の柱類(電話柱を除く。)</td> <td>72円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">共架電線その他上空に設ける線類(電話線を除く。)</td> <td>長さ1メートルに 10円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">地下埋設物</td> <td>外径0.1メートル未満のもの</td> <td>つき1年 48円</td> </tr> <tr> <td>外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの</td> <td>72円</td> </tr> <tr> <td>外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの</td> <td>95円</td> </tr> <tr> <td>外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの</td> <td>190円</td> </tr> <tr> <td>外径0.4メートル以上1メートル未満のもの</td> <td>480円</td> </tr> <tr> <td>外径1メートル以上のもの</td> <td>950円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 電柱に他の占有者が電話線を添架した場合は、電柱のほか、電話柱として別表第2を適用する。 別表第2(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>物 件</th> <th>単 位</th> <th>及 び</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話柱</td> <td colspan="3">電気通信事業法施行令別表第1による。</td> </tr> <tr> <td>電話ボックス</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>テレホンカード自動販売機</td> <td>占有面積1平方メートルにつき1年</td> <td></td> <td>1,400円</td> </tr> </tbody> </table>	物 件	単 位	使 用 料	電柱	3条以下の電線を支持するもの	1本につき 1,000円	4条又は5条の電線を支持するもの	1年 1,600円	6条以上の電線を支持するもの	2,200円	その他の柱類(電話柱を除く。)			72円	共架電線その他上空に設ける線類(電話線を除く。)			長さ1メートルに 10円	地下埋設物	外径0.1メートル未満のもの	つき1年 48円	外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	72円	外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	95円	外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	190円	外径0.4メートル以上1メートル未満のもの	480円	外径1メートル以上のもの	950円	物 件	単 位	及 び	使 用 料	電話柱	電気通信事業法施行令別表第1による。			電話ボックス				テレホンカード自動販売機	占有面積1平方メートルにつき1年		1,400円	<p>【東予市公園条例】 (使用料) 第10条 法(都市公園法)第5条第2項、法第6条第1項、同条第3項若しくは第4項又は第8条の2第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に掲げる使用料を納付しなければならない。 2 (省略) 別表第1(第10条関係)</p> <p>1 公園施設を設ける場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>目 的</th> <th>単 位</th> <th>期 間</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売店その他これに類するもの</td> <td>1平方メートル</td> <td>1年</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 公園を占用し、又は公園において行為をする場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>単 位</th> <th>期 間</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄柱及びコンクリート柱</td> <td>1基</td> <td>1年</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>第1種電柱(支線柱は1本とする。)</td> <td>1本</td> <td>1年</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱(支線柱は1本とする。)</td> <td>1本</td> <td>1年</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱(支線柱は1本とする。)</td> <td>1本</td> <td>1年</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td>1本</td> <td>1年</td> <td>930円</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td>1本</td> <td>1年</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td>1本</td> <td>1年</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>共架電線その他上空に設ける線類</td> <td>1メートル</td> <td>1年</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>公衆電話所</td> <td>1個</td> <td>1年</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地質、水質等を調査するための施設</td> <td rowspan="2">1平方メートル</td> <td>1月</td> <td>440円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>44円</td> </tr> <tr> <td>工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設</td> <td>1平方メートル</td> <td>1月</td> <td>440円</td> </tr> <tr> <td>土石、竹木、瓦その他の工事用材料</td> <td>1平方メートル</td> <td>1月</td> <td>440円</td> </tr> <tr> <td>募金その他これらに類する行為</td> <td>1時間</td> <td></td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>業として行う写真の撮影</td> <td>1平方メートル</td> <td>1日</td> <td>44円</td> </tr> <tr> <td>業として行う映画の撮影</td> <td>1時間</td> <td></td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをするため設けられる仮設工作物及び催しのため公園を利用すること</td> <td>1平方メートル</td> <td>1日</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>露 店</td> <td>1平方メートル</td> <td>1日</td> <td>44円</td> </tr> <tr> <td>興 業</td> <td>1平方メートル</td> <td>1日</td> <td>44円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 使用料の額が年額をもって定められている場合、その使用期間が1年未満のもの又は1年未満の端数が生じたときは月割(この場合1月未満の日数は1月とする。)で算出する。 2 使用料の額が月を単位として定められている場合は、その使用月額により算出する。ただし、その使用期間に1月未満の端数が生じたときはその月の現日数に応じて日割計算によりで算出する。 (次ページに続く)</p>	目 的	単 位	期 間	使 用 料	売店その他これに類するもの	1平方メートル	1年	3,800円	種 別	単 位	期 間	使 用 料	鉄柱及びコンクリート柱	1基	1年	1,000円	第1種電柱(支線柱は1本とする。)	1本	1年	1,000円	第2種電柱(支線柱は1本とする。)	1本	1年	1,600円	第3種電柱(支線柱は1本とする。)	1本	1年	2,200円	第1種電話柱	1本	1年	930円	第2種電話柱	1本	1年	1,500円	第3種電話柱	1本	1年	2,100円	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	10円	公衆電話所	1個	1年	1,400円	地質、水質等を調査するための施設	1平方メートル	1月	440円	1日	44円	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設	1平方メートル	1月	440円	土石、竹木、瓦その他の工事用材料	1平方メートル	1月	440円	募金その他これらに類する行為	1時間		1,500円	業として行う写真の撮影	1平方メートル	1日	44円	業として行う映画の撮影	1時間		1,500円	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをするため設けられる仮設工作物及び催しのため公園を利用すること	1平方メートル	1日	10円	露 店	1平方メートル	1日	44円	興 業	1平方メートル	1日	44円	<p>【丹原町都市公園条例】 第11条 法(都市公園法)第5条第2項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者、又は有料公園施設(以下「有料公園等」という。)を利用しようとする者は、別表第3に掲げる額の使用料を納付しなければならない。 別表第3(第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">公園施設を設ける場合</td> <td>売店その他これに類するもの</td> <td>1平方メートルにつき1日 25円</td> </tr> <tr> <td>公園を占用し、又は公園において行為をする場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">公園を占用し、又は公園において行為をする場合</td> <td>鉄柱及びコンクリート柱</td> <td>680円</td> </tr> <tr> <td>電柱(支柱支線は各1本とする。)</td> <td>680円</td> </tr> <tr> <td>電話柱(電柱であるものを除く。)</td> <td>1本につき1年 250円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共架電柱</td> <td>第1種電気通信事業のもの</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>480円</td> </tr> <tr> <td>郵便差出箱</td> <td>1個につき1年 250円</td> </tr> <tr> <td>公衆電話所</td> <td>1個につき1年 620円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">競技会、集会、展示会、博覧会、その他これらに類する催しをするため設けられる仮設工作物及び占用し公園を利用するもの</td> <td>1平方メートルにつき1日</td> <td>5円</td> </tr> <tr> <td>1平方メートルにつき1月</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>露店</td> <td>1平方メートルにつき1日</td> <td>25円</td> </tr> <tr> <td>興業</td> <td>1平方メートルにつき1日</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>広告塔等</td> <td>1平方メートルにつき1月</td> <td>220円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	使 用 料	公園施設を設ける場合	売店その他これに類するもの	1平方メートルにつき1日 25円	公園を占用し、又は公園において行為をする場合		公園を占用し、又は公園において行為をする場合	鉄柱及びコンクリート柱	680円	電柱(支柱支線は各1本とする。)	680円	電話柱(電柱であるものを除く。)	1本につき1年 250円	共架電柱	第1種電気通信事業のもの	180円	その他のもの	480円	郵便差出箱	1個につき1年 250円	公衆電話所	1個につき1年 620円	競技会、集会、展示会、博覧会、その他これらに類する催しをするため設けられる仮設工作物及び占用し公園を利用するもの	1平方メートルにつき1日	5円	1平方メートルにつき1月	220円	露店	1平方メートルにつき1日	25円	興業	1平方メートルにつき1日	220円	広告塔等	1平方メートルにつき1月	220円	<p>【小松町都市公園条例】 第10条 法(都市公園法)第5条第2項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設(以下「有料公園等」という。)を利用しようとする者は、別表第3に掲げる額の使用料を納付しなければならない。 別表第3(第10条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>使 用 料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">公園施設を設ける場合</td> <td>売店その他これに類するもの</td> <td>1平方メートルにつき1日 19円</td> </tr> <tr> <td>町が設置する公園施設を管理する場合</td> <td>1平方メートルにつき1月 180円</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">都市公園を占有する場合</td> <td>鉄柱及びコンクリート柱</td> <td>1本につき1年 1,200円</td> </tr> <tr> <td>電柱(支柱支線は各1本とする。)</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>電話柱(電柱であるものを除く。)</td> <td>690円</td> </tr> <tr> <td>共架電線その他上空に設ける線類</td> <td>長さ1メートルにつき1年 7円</td> </tr> <tr> <td>地下電線その他下空に設ける線類</td> <td>4円</td> </tr> <tr> <td>郵便差出箱</td> <td>1個につき1年 450円</td> </tr> <tr> <td>公衆電話所</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>広告塔等</td> <td>1平方メートルにつき1月 110円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">都市公園において行為する場合</td> <td>行商、募金その他これに類する行為をする場合</td> <td>1人1日につき 370円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">業として行う写真の撮影</td> <td>常時</td> <td>1月につき 370円</td> </tr> <tr> <td>臨時</td> <td>1日につき 40円</td> </tr> <tr> <td>業として行う映画の撮影</td> <td>1時間につき 620円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">興行</td> <td>1平方メートルにつき1日</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>競技会、展示会、博覧会、音楽会、撮影会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して使用する場合</td> <td>1平方メートルにつき1日 3円</td> </tr> </tbody> </table> <p>、(省略) 公園を占有する場合で、占用の形態の如何にかかわらず、消費税法の規定により、許可期間1月未満のものは占用料の額に1.05を乗じて得た額とする。ただし、その額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>	区 分	単 位	使 用 料(円)	公園施設を設ける場合	売店その他これに類するもの	1平方メートルにつき1日 19円	町が設置する公園施設を管理する場合	1平方メートルにつき1月 180円	都市公園を占有する場合	鉄柱及びコンクリート柱	1本につき1年 1,200円	電柱(支柱支線は各1本とする。)	1,200円	電話柱(電柱であるものを除く。)	690円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年 7円	地下電線その他下空に設ける線類	4円	郵便差出箱	1個につき1年 450円	公衆電話所	1,100円	広告塔等	1平方メートルにつき1月 110円	都市公園において行為する場合	行商、募金その他これに類する行為をする場合	1人1日につき 370円	業として行う写真の撮影	常時	1月につき 370円	臨時	1日につき 40円	業として行う映画の撮影	1時間につき 620円	興行	1平方メートルにつき1日	10円	競技会、展示会、博覧会、音楽会、撮影会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して使用する場合	1平方メートルにつき1日 3円	<p>一般占用(電柱・公衆電話所等)の占用料については、道路法の規定に基づき調整する。 公園施設(売店等)の設置及び占用行為(催し物等)の占用料については、道路法の規定及び東予市の例により調整する。</p>
物 件	単 位	使 用 料																																																																																																																																																																																																																					
電柱	3条以下の電線を支持するもの	1本につき 1,000円																																																																																																																																																																																																																					
	4条又は5条の電線を支持するもの	1年 1,600円																																																																																																																																																																																																																					
	6条以上の電線を支持するもの	2,200円																																																																																																																																																																																																																					
その他の柱類(電話柱を除く。)			72円																																																																																																																																																																																																																				
共架電線その他上空に設ける線類(電話線を除く。)			長さ1メートルに 10円																																																																																																																																																																																																																				
地下埋設物	外径0.1メートル未満のもの	つき1年 48円																																																																																																																																																																																																																					
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	72円																																																																																																																																																																																																																					
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	95円																																																																																																																																																																																																																					
	外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	190円																																																																																																																																																																																																																					
	外径0.4メートル以上1メートル未満のもの	480円																																																																																																																																																																																																																					
外径1メートル以上のもの	950円																																																																																																																																																																																																																						
物 件	単 位	及 び	使 用 料																																																																																																																																																																																																																				
電話柱	電気通信事業法施行令別表第1による。																																																																																																																																																																																																																						
電話ボックス																																																																																																																																																																																																																							
テレホンカード自動販売機	占有面積1平方メートルにつき1年		1,400円																																																																																																																																																																																																																				
目 的	単 位	期 間	使 用 料																																																																																																																																																																																																																				
売店その他これに類するもの	1平方メートル	1年	3,800円																																																																																																																																																																																																																				
種 別	単 位	期 間	使 用 料																																																																																																																																																																																																																				
鉄柱及びコンクリート柱	1基	1年	1,000円																																																																																																																																																																																																																				
第1種電柱(支線柱は1本とする。)	1本	1年	1,000円																																																																																																																																																																																																																				
第2種電柱(支線柱は1本とする。)	1本	1年	1,600円																																																																																																																																																																																																																				
第3種電柱(支線柱は1本とする。)	1本	1年	2,200円																																																																																																																																																																																																																				
第1種電話柱	1本	1年	930円																																																																																																																																																																																																																				
第2種電話柱	1本	1年	1,500円																																																																																																																																																																																																																				
第3種電話柱	1本	1年	2,100円																																																																																																																																																																																																																				
共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	10円																																																																																																																																																																																																																				
公衆電話所	1個	1年	1,400円																																																																																																																																																																																																																				
地質、水質等を調査するための施設	1平方メートル	1月	440円																																																																																																																																																																																																																				
		1日	44円																																																																																																																																																																																																																				
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設	1平方メートル	1月	440円																																																																																																																																																																																																																				
土石、竹木、瓦その他の工事用材料	1平方メートル	1月	440円																																																																																																																																																																																																																				
募金その他これらに類する行為	1時間		1,500円																																																																																																																																																																																																																				
業として行う写真の撮影	1平方メートル	1日	44円																																																																																																																																																																																																																				
業として行う映画の撮影	1時間		1,500円																																																																																																																																																																																																																				
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをするため設けられる仮設工作物及び催しのため公園を利用すること	1平方メートル	1日	10円																																																																																																																																																																																																																				
露 店	1平方メートル	1日	44円																																																																																																																																																																																																																				
興 業	1平方メートル	1日	44円																																																																																																																																																																																																																				
区 分	単 位	使 用 料																																																																																																																																																																																																																					
公園施設を設ける場合	売店その他これに類するもの	1平方メートルにつき1日 25円																																																																																																																																																																																																																					
	公園を占用し、又は公園において行為をする場合																																																																																																																																																																																																																						
公園を占用し、又は公園において行為をする場合	鉄柱及びコンクリート柱	680円																																																																																																																																																																																																																					
	電柱(支柱支線は各1本とする。)	680円																																																																																																																																																																																																																					
	電話柱(電柱であるものを除く。)	1本につき1年 250円																																																																																																																																																																																																																					
	共架電柱	第1種電気通信事業のもの	180円																																																																																																																																																																																																																				
		その他のもの	480円																																																																																																																																																																																																																				
	郵便差出箱	1個につき1年 250円																																																																																																																																																																																																																					
	公衆電話所	1個につき1年 620円																																																																																																																																																																																																																					
	競技会、集会、展示会、博覧会、その他これらに類する催しをするため設けられる仮設工作物及び占用し公園を利用するもの	1平方メートルにつき1日	5円																																																																																																																																																																																																																				
		1平方メートルにつき1月	220円																																																																																																																																																																																																																				
	露店	1平方メートルにつき1日	25円																																																																																																																																																																																																																				
興業	1平方メートルにつき1日	220円																																																																																																																																																																																																																					
広告塔等	1平方メートルにつき1月	220円																																																																																																																																																																																																																					
区 分	単 位	使 用 料(円)																																																																																																																																																																																																																					
公園施設を設ける場合	売店その他これに類するもの	1平方メートルにつき1日 19円																																																																																																																																																																																																																					
	町が設置する公園施設を管理する場合	1平方メートルにつき1月 180円																																																																																																																																																																																																																					
都市公園を占有する場合	鉄柱及びコンクリート柱	1本につき1年 1,200円																																																																																																																																																																																																																					
	電柱(支柱支線は各1本とする。)	1,200円																																																																																																																																																																																																																					
	電話柱(電柱であるものを除く。)	690円																																																																																																																																																																																																																					
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年 7円																																																																																																																																																																																																																					
	地下電線その他下空に設ける線類	4円																																																																																																																																																																																																																					
	郵便差出箱	1個につき1年 450円																																																																																																																																																																																																																					
	公衆電話所	1,100円																																																																																																																																																																																																																					
	広告塔等	1平方メートルにつき1月 110円																																																																																																																																																																																																																					
	都市公園において行為する場合	行商、募金その他これに類する行為をする場合	1人1日につき 370円																																																																																																																																																																																																																				
		業として行う写真の撮影	常時	1月につき 370円																																																																																																																																																																																																																			
臨時			1日につき 40円																																																																																																																																																																																																																				
業として行う映画の撮影	1時間につき 620円																																																																																																																																																																																																																						
興行	1平方メートルにつき1日	10円																																																																																																																																																																																																																					
	競技会、展示会、博覧会、音楽会、撮影会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して使用する場合	1平方メートルにつき1日 3円																																																																																																																																																																																																																					

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その3)			細項目	使用料		
事務事業名	都市公園の使用料(占用等)			専門部会名	都市計画部会	分科会名	都市計画分科会
調整方針							
事務事業の現況							具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町				
	(続き) 3 使用料の額が平方メートル単位として定められている場合において1平方メートル未満のもの又は1平方メートル未満の端数が生じたときは1平方メートルに切上げて使用料を算定する。 4 前各号により計算して得た使用料の額が10円未満の端数がある場合には10円に切上げ計算する。 5,6,7,8,9,10,11 (省略)						

道路法施行令

別表(第19条の2関係)

占用物件		占用料			
		単位	所在地		
			甲地	乙地	丙地
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	一本につき1年	2,200	1,000	770
	第2種電柱		3,400	1,600	1,200
	第3種電柱		4,700	2,200	1,600
	第1種電話柱		2,000	930	690
	第2種電話柱		3,200	1,500	1,100
	第3種電話柱		4,500	2,100	1,500
	その他の柱類		150	72	53
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	20	10
	地下電線その他地下に設ける線類	10		5	4
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,500	700	520
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	480	360
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,100	1,400	1,100
	郵便差出箱		1,300	600	450
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	26,000	4,400	1,100

	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,100	1,400	1,100	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	100	48	36	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		150	72	53	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		200	95	71	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		410	190	140	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		1,000	480	360	
	外径が1メートル以上のもの		2,000	950	710	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	3,100	1,400	1,100	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの	Aに0.003を乗じて得た額			
			Aに0.005を乗じて得た額			
			Aに0.006を乗じて得た額			
	上空に設ける通路		17,000	2,900	710	
	地下に設ける通路		8,700	1,500	360	
	その他のもの		3,100	1,400	1,100	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	260	44	11	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	2,600	440	110	
第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	2,600	440	110

		その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき1年	26,000	4,400	1,100
	標識		1本につき1年	2,500	1,100	850
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	260	44	11
		その他のもの	1本につき1月	2,600	440	110
	幕(第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積 1平方メートルにつき1日	260	44	11
		その他のもの	その面積 1平方メートルにつき1月	2,600	440	110
	アーチ	車道を横断するもの	一基につき1月	26,000	4,400	1,100
		その他のもの		13,000	2,200	540
第7条第2号に掲げる工事用無設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占用面積 1平方メートルにつき1月	2,600	440	110
第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				310	140	110
第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額

		階数が3のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
第7条第8号及び第9号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.018を乗じて得た額		
備考						
. 金額の単位は、円とする。						
. 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。						
甲地、都の特別区の存する区域並びに札幌市、仙台市、千葉市、船橋市、川崎市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、東大阪市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市及び鹿児島市の区域をいう。						
乙地帯の区域で甲地以外のものをいう。						
丙地町及び村の区域をいう。						
. 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。						

- . 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の遺伝又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- . 井架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- . 表示面積とは、広告等又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- . Aは、近傍類似の土地（第7条第8号及び第9号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。
- . 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- . 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その3)	細項目	使用料																																																																																																													
事務事業名	法定外公共物の使用料	専門部会名	建設部会 分科会名 建設分科会																																																																																																													
調整方針	法定外公共物の使用料については、新市の道路占用料について定める条例の規定を準用する。																																																																																																															
事務事業の現況																																																																																																																
西条市	東予市	丹原町	小松町																																																																																																													
<p>[西条市公共物管理条例] (使用料) 第10条 市長は、使用者から、使用料を徴収する。 2 使用料の額については、西条市道路占用料徴収条例第2条の規定を準用する。 3, 4, 5 (省略) 附則 (経過措置) 2, 3 (省略) 4 第10条第2項の規定にかかわらず、平成16年度までの使用料の額については、愛媛県法定外公共物財産使用条例の規定を準用する。</p> <p>[西条市道路占用料徴収条例] (占用料の額) 第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法(道路法)第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議し、同意した占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>別表(第2条関係) 道路占用料表 単位 円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>占 用 物 件</th> <th>単 位</th> <th>占 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第2号に掲げる物件</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第5号に掲げる施設</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第6号に掲げる施設</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第7号に掲げる物件</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第8号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第9号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1, 2, 3, 4 (省略) 5 A(土地の価格)は、近傍類似の土地の時価を表すものとする。 6 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル(次ページに続く)</p>	占 用 物 件	単 位	占 用 料	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	法第32条第1項第2号に掲げる物件	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	法第32条第1項第5号に掲げる施設	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	法第32条第1項第6号に掲げる施設	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	法第32条第1項第7号に掲げる物件	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	法第32条第1項第8号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	法第32条第1項第9号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	<p>[東予市公共物管理条例] (使用料) 第10条 市長は、使用者から、使用料を徴収する。 2 東予市道路占用料徴収条例第3条の規定は、前項の使用料の額について準用する。 3, 4, 5 (省略) 附則 (経過措置) 2, 3 (省略) 4 第10条第2項の規定にかかわらず、平成16年度までの使用料の額については、愛媛県法定外公共物財産使用条例第8条の規定を準用する。</p> <p>[東予市道路占用料徴収条例] (占用料の額) 第3条 占用料の額は、別表のとおりとする。 2 別表によりがたいもの及び特別に事由のある場合の占用料は、その事件につき市長が別に定める。</p> <p>別表(第3条関係) 道路占用料表 単位 円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>占 用 物 件</th> <th>単 位</th> <th>占 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第2号に掲げる物件</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第5号に掲げる施設</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第6号に掲げる施設</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第7号に掲げる物件</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第8号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第9号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 アーケードについては、占用料の額の80%を減額する。 2 電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識又はバス・軌道の停留所標識に添架された広告(以下「添架広告」という。)及び建物、へい、その他道路区域外の工作物又は物件に添架され、道路区域内に突出する広告のうち、表裏2面に表示しているものは、占用料の額の30%を減額する(添架広告のうち巻付広告についてはさらに50%を減額する。) 3 前2号において、占用料を減額した結果1円未満の端数が生じたときは、少数第1位を四捨五入するものとする。 4, 5, 6, 7 (省略) 8 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。 A(土地の価格)は、近傍類似の土地の時価。 (次ページに続く)</p>	占 用 物 件	単 位	占 用 料	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	法第32条第1項第2号に掲げる物件	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	法第32条第1項第5号に掲げる施設	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	法第32条第1項第6号に掲げる施設	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	法第32条第1項第7号に掲げる物件	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	法第32条第1項第8号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	法第32条第1項第9号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	<p>[丹原町公共物管理条例] (使用料) 第10条 町長は、第4条第1項の許可を受けた者から、使用料を徴収する。 2 丹原町道路占用料徴収条例第3条の規定は、前項の使用料の額について準用する。 3 (省略) 附則 (経過措置) 2, 3 (省略) 4 第10条第2項の規定にかかわらず、愛媛県法定外公共物財産使用条例第8条の規定は、平成18年3月31日までの使用料の額について準用する。</p> <p>[丹原町道路占用料徴収条例] (占用料の額) 第3条 占用料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>占 用 物 件</th> <th>単 位</th> <th>占 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第2号に掲げる物件</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第5号に掲げる施設</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第6号に掲げる施設</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第7号に掲げる物件</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第8号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料、同条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第9号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 金額の単位は円とする。 2 A(土地の価格)は、固定資産税評価額とする。 3, 4, 5, 6 (省略) 7 占用料が年額で定められている占有物件については、占有期間に1年未満の端数がある場合は月割計算とし、なお1円未満の端数がある場合は1円として計算する。 8 占用料が月額で定められている占有物件について、占有期間に1円未満の端数がある場合は切り上げて計算する。 9 占有面積若しくは長さについて、別表の定めのある単位に満たない端数がある場合は切り上げて計算する。 10 1件の占用料の額が100円に満たない場合は、100円とし、100円を超える場合は10円未満の端数は切り捨てる。 愛媛県法定外公共物財産使用条例関係部分は別紙のとおり。</p>	占 用 物 件	単 位	占 用 料	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	法第32条第1項第2号に掲げる物件	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	法第32条第1項第5号に掲げる施設	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	法第32条第1項第6号に掲げる施設	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	法第32条第1項第7号に掲げる物件	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	法第32条第1項第8号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料、同条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	法第32条第1項第9号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	<p>[小松町公共物管理条例] (使用料) 第10条 町長は、使用者から、使用料を徴収する。 2 使用料の額については、小松町道路占用料徴収条例第3条の規定を準用する。 3, 4, 5 (省略) 附則 (経過措置) 2, 3 (省略) 4 第10条第2項の規定にかかわらず、平成16年度までの使用料の額については愛媛県法定外公共物財産使用条例の規定を準用する。</p> <p>[小松町道路占用料徴収条例] (占用料の額) 第3条 占用料の額は、別表のとおりとする。 2 別表によりがたいもの及び特別に事由のある場合の占用料は、その事件につき町長が別に定める。</p> <p>別表(第3条関係) 道路占用料金表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>占 用 物 件</th> <th>単 位</th> <th>占 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第2号に掲げる物件</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第5号に掲げる施設</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第6号に掲げる施設</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第7号に掲げる物件</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第8号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第9号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。</td> <td>法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 消費税法の規定により占有形態の如何にかかわらず、許可期間1円未満のものは、占用料の額に1.05を乗じて得た額とする。ただし、その額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 愛媛県法定外公共物財産使用条例関係部分は別紙のとおり。</p>	占 用 物 件	単 位	占 用 料	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	法第32条第1項第2号に掲げる物件	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	法第32条第1項第5号に掲げる施設	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	法第32条第1項第6号に掲げる施設	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	法第32条第1項第7号に掲げる物件	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	法第32条第1項第8号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	法第32条第1項第9号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。	<p>新市の道路占用料について定める条例の規定を準用する。</p>
占 用 物 件	単 位	占 用 料																																																																																																														
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														
法第32条第1項第2号に掲げる物件	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														
法第32条第1項第5号に掲げる施設	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														
法第32条第1項第6号に掲げる施設	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														
法第32条第1項第7号に掲げる物件	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														
法第32条第1項第8号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														
法第32条第1項第9号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														
占 用 物 件	単 位	占 用 料																																																																																																														
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														
法第32条第1項第2号に掲げる物件	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														
法第32条第1項第5号に掲げる施設	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														
法第32条第1項第6号に掲げる施設	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														
法第32条第1項第7号に掲げる物件	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														
法第32条第1項第8号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														
法第32条第1項第9号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														
占 用 物 件	単 位	占 用 料																																																																																																														
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														
法第32条第1項第2号に掲げる物件	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														
法第32条第1項第5号に掲げる施設	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														
法第32条第1項第6号に掲げる施設	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														
法第32条第1項第7号に掲げる物件	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														
法第32条第1項第8号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料、同条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														
法第32条第1項第9号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														
占 用 物 件	単 位	占 用 料																																																																																																														
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														
法第32条第1項第2号に掲げる物件	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														
法第32条第1項第5号に掲げる施設	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														
法第32条第1項第6号に掲げる施設	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														
法第32条第1項第7号に掲げる物件	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														
法第32条第1項第8号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														
法第32条第1項第9号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。																																																																																																														

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その3)			細項目	使用料	
事務事業名	法定外公共物の使用料			専門部会名	建設部会	分科会名 建設分科会
調整方針						
事務事業の現況						具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>(続き)</p> <p>若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。</p> <p>7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。</p> <p>8 占用料の額が100円に満たない場合は、100円とし、100円を超える10円未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>愛媛県法定外公共用財産使用条例関係部分は別紙のとおり。</p>	<p>(続き)</p> <p>愛媛県法定外公共用財産使用条例関係部分は別紙のとおり。</p>					

愛媛県法定外公共用財産使用条例

(使用料)

第8条 知事は、第3条第1項の許可を受けた者から、別表に定める使用料(以下「使用料」という。)を徴収する。

2 知事は、特に必要と認める者に対しては、その使用料を減免することができる。

3 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、第6条第2項の規定により許可を取り消した場合その他知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(市町村の条例との関係)

第10条 市町村が法定外公共用財産の管理に関し条例を制定し、これを行う場合には、当該市町村の区域内の法定外公共用財産については、この条例の規定は、適用しない。

別表(第8条関係)

使用料

種目	金額		摘要
	市の区域	町村の区域	
耕作地	1平方メートルにつき	1平方メートルにつき	
	年額 6円	年額 5円	
ゴルフ場	1平方メートルにつき	1平方メートルにつき	
	年額 6円	年額 6円	
養魚場	1平方メートルにつき	1平方メートルにつき	
	年額 25円	年額 18円	
鉄道軌道その他これに類するもの	1平方メートルにつき	1平方メートルにつき	
	年額 25円	年額 18円	
木材けい留場、貯木場	1平方メートルにつき	1平方メートルにつき	
	年額 37円	年額 31円	
看板	看板の面積1平方メートルにつき	看板の面積1平方メートルにつき	
	年額 630円	年額 500円	
広告塔	広告の面積1平方メートルにつき	広告の面積1平方メートルにつき	
	年額 630円	年額 500円	
電柱	1本につき	1本につき	支柱及び支線を含む。
	年額 250円	年額 190円	
その他の柱類	1本につき	1本につき	
	年額 500円	年額 380円	
送電塔	1基につき	1基につき	
	年額 760円	年額 630円	

漁業用敷地	1平方メートルにつき	1平方メートルにつき		
	年額 1円	年額 1円		
けい船くい	1本につき	1本につき		
	年額 250円	年額 190円		
諸管の埋架設	径口0.2メートル未満のもの	1メートルにつき	1メートルにつき	
		年額 25円	年額 18円	
	径口0.2メートル以上0.5メートル未満のもの	1メートルにつき	1メートルにつき	
		年額 50円	年額 37円	
	径口0.5メートル以上のもの	1メートルにつき	1メートルにつき	
		年額 75円	年額 62円	
その他の土地	工作物を伴うもの	一時的なもの	1平方メートルにつき	
		年額 37円	年額 31円	
	その他のもの	1平方メートルにつき	1平方メートルにつき	
		年額 50円	年額 37円	
	工作物を伴わないもの	一時的なもの	1平方メートルにつき	1平方メートルにつき
			年額 25円	年額 18円
その他のもの		1平方メートルにつき	1平方メートルにつき	
		年額 31円	年額 25円	
その他のもの	類似の種目に準じて知事の定める額			

備考

- 1 使用の期間が1月未満のものにあつては、この表の規定にかかわらず、同表に規定する金額に103分の105を乗じて得た額(1円未満切捨て)を同表に規定する金額とする。
- 2 1件の許可処分が市の区域と町村の区域に係る場合は、市の区域の使用料を徴収する。
- 3 面積又は長さにおいてこの表に定める単位に満たない端数を生じた場合は、これを切り上げて計算する。
- 4 使用の期間が1年に満たない場合はこの表に掲げる金額の12分の1を1月の金額とし、その期間が1月に満たない場合はこれを1月とみなして計算する。
- 5 1件の使用料に1円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
- 6 1件の使用料が100円未満の場合は、100円とする。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い(その3)			細項目	使用料																							
事務事業名	市所有港湾施設の使用料			専門部会名	建設部会	分科会名	建設分科会																					
調整方針	市所有港湾施設の使用料については、東予市の例により調整する。																											
事 務 事 業 の 現 況							具体的な調整内容																					
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町																									
<p>【西条市行政財産の使用料徴収条例】 (使用料) 第3条 使用料は、年額で定める。ただし、使用期間が1年に満たない場合については、月割をもって算定した額とする。 (土地使用料算定基準) 第4条 土地の使用料は、第2条の規定により算出した額に100分の5を乗じて得た額とする。(以下省略)</p> <p>対象施設 保管施設用地(西ひうち) 平成14年度使用料(固定資産評価額をもとに算出) 18,480円/㎡×5/100×1/12=77円/㎡/月 1日1㎡につき 77円÷30日=2.6円</p> <p>(参考) 愛媛県からの委託港湾施設の使用料 【愛媛県港湾管理条例】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">野積場</td> <td>舗装</td> <td>1平方メートル1日につき</td> <td>3.7円</td> </tr> <tr> <td>未舗装</td> <td>"</td> <td>2.7円</td> </tr> </table>	施設名	区分	単位	使用料	野積場	舗装	1平方メートル1日につき	3.7円	未舗装	"	2.7円	<p>【東予市港湾施設の設置及び管理条例】 (使用料) 第11条 施設の使用料は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>施設名</th> <th>単 位</th> <th>使 用 料</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">上 屋</td> <td>長期使用1月1平方メートルにつき</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td>一時使用1日1平方メートルにつき</td> <td>13円</td> </tr> <tr> <td>野 積 場</td> <td>1日1平方メートルにつき</td> <td>2.7円</td> </tr> </table> <p>2 (省略) 3 第1項により計算した使用料の額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>	施設名	単 位	使 用 料	上 屋	長期使用1月1平方メートルにつき	310円	一時使用1日1平方メートルにつき	13円	野 積 場	1日1平方メートルにつき	2.7円	該当なし	該当なし	東予市の例により調整する。		
施設名	区分	単位	使用料																									
野積場	舗装	1平方メートル1日につき	3.7円																									
	未舗装	"	2.7円																									
施設名	単 位	使 用 料																										
上 屋	長期使用1月1平方メートルにつき	310円																										
	一時使用1日1平方メートルにつき	13円																										
野 積 場	1日1平方メートルにつき	2.7円																										

使用料・手数料等の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和 22 年 法律第 67 号）

（使用料）

第 2 2 5 条 普通地方公共団体は、第 2 3 8 条の 4 第 4 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（旧慣使用の使用料及び加入金）

第 2 2 6 条 市町村は、第 2 3 8 条の 6 の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第 2 項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

（手数料）

第 2 2 7 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で 5 万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

（分担金等の徴収に関する処分についての不服申立て）

第 2 2 9 条 第 1 3 8 条の 4 第 1 項に規定する機関がした使用料又は手数料の徴収に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

2 前項に規定する機関以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

3 分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第 1 4 条第 1 項本文又は第 4 5 条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して 3 0 日以内とする。

4 普通地方公共団体の長は、前項の処分についての審査請求又は異議申立てがあったときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問があった日から 2 0 日以内に意見を述べなければならない。

6 第 4 項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第 3 項の処分については、裁判所に出訴することができない。

先例地の事例

〔篠山市〕

使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新町における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新町において引き続き検討する。

- (1) 幼稚園保育料については、西紀町及び今田町の例による。
- (2) 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可申請手数料については、篠山町の例による。
- (3) 保育所保育料については、国の保育料徴収金基準額表を参考として、合併時に調整する。
- (4) 国民健康保険直営診療所使用料及び手数料については、篠山町の例による。

〔西東京市〕

2市で差異のある使用料、手数料等については、次のとおり取扱うものとする。

学校施設使用料及び公園使用(占有)料については、田無市の例による。

清掃手数料については、原則田無市の例により調整する。

事務手数料については、現行単価を基準として統一を図る。

保育料については、負担の軽減を図る方向で調整する。

学童クラブ育成料及び間食費については、田無市の例により調整する。

〔さぬき市〕

使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。

〔周南市〕

新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮し、2市2町で同一又は類似の施設の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。

ただし、差異の著しいものや事情により調整の困難なものは、当分の間現行どおりとする。

また、手数料については、可能な限り統一に努めるものとする。

〔宇摩合併協議会〕

新市における住民の一体性の確保を図るとともに、受益者負担のあり方、負担の公平性、あるいは財政状況を勘案しながら、使用料については、4市町村間で同一又は類似の施設の使用料について可能な限り統一に努めるものとする。

また、手数料についても、可能な限り統一に努めるものとする。

〔南宇和合併協議会〕

施設使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り、合併後随時に調整する。

手数料(その1)については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、合併時に統一する。

〔かみうけな合併協議会〕

使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。

手数料については、原則として4町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。

〔新居浜市・別子山村合併協議会〕

1 使用料については、原則として当面現行どおりとする。ただし、公民館及び火葬場の使用料については、新居浜市の制度に統一する。

2 手数料については、新居浜市の制度に統一するものとする。

3 道路占用料については、新居浜市の制度に統一するものとする。